

可被成御人數無御坐候御心配被成候段被仰上置候得共若此後傳 奏方
杯右様之御達御坐候節ハ如何被成御心得候而宜御坐候哉此段兼而各
様迄御内慮相伺置候様被仰付候已上

奥平大膳大夫様御家來

七月廿一日

荒尾利右衛門

即日同晦日左之覺書添持歸同夕宅に呼

覺

書面之趣ハ隣國危急ニ迫リ候程之節ハ應援之義時宜次第之事ニ可有之
候得共此後京師ハ何様御達御坐候とも關東ハ御沙汰有之關東ハ相違候
事故是迄之御振合も有之御直受ハ仕兼候譯柄ニ付其心得ニ御答申上
候様可仕候事

一私義從當七月京都御警衛詰割兼而被仰出候ニ付六月中上京可致處四月

上旬漸從 朝廷も御暇を賜り早々歸國仕不取敢領分海岸之守備致見分
候所未た手簿之ケ所も相見且薩長ハ外寇襲來之聞も御坐候ニ付猶又防
禦之手配等嚴重ニ指揮不得止時日を移去ル十一日國許發足今十七日京
着仕候此段御届申上候以上

七月十七日

松平備前守

右七月廿九日出即日持出

一今般下向之節蒸氣船奉願拜借被 仰付去月廿九日國許歸着仕候就夫右
拜借昌光丸之義昨三日御役々出帆之筈ニ御坐候處東風強吹立浪高ニ相
成候ニ付陸方も厚手當申付候内段々吹募候ニ付船場近邊の家老初役人
出張色々差圖爲仕候然る處已ノ刻頃ニ至り未曾有之暴北風ニ相成候得
共船手之者爲乗組押而漕出候所忽乘沈御船乗組ニも必至差働候与相見
暫相堪候得共風波彌増畢ニ波戸場の吹付破船仕候波戸ニも三四間通突

崩御役人之内鈴木勝之助并鍛冶職壹人溺死其外人命別條無之尤天災与ハ乍申拜借之御船湊内出帆以前右様之次第何共寒心之至り奉存候乗組御役々歸府之上も逐一御承達可有之候得共此段不取敢御案内申上候已上

七月四日

宗 對馬守

八月六日即日出

一先達る外夷掃攘之 勅誼御達有之其節心得方奉カ可伺候處先是迄之通可心得候様御差圖有之候然る處夷船渡來候ハ、無二念打拂可申旨別紙之通猶又 勅誼之御達有之候得共國國應援一致且諸藩防禦之備十分無之ハ忽御國辱ニ可相成者深心痛能在此處此度監察使兩卿紀播ハ下向夫々淡路國へも被相渡候趣ニ付時宜ニ寄打拂候義も可有御坐候右御届申達候以上

七月廿五日

松平阿波守

八月六日出翌日持出

別紙

一攘夷期限之義先達る布告ニ相成既於長州遂奉 叙慮斷然及掃攘候間此後外夷渡來候ハ、無二念打拂可申候右警衛之諸藩互ニ相援盡力防禦可有之候様被 仰出候事

龜井隱岐守差出候書付

和州

私儀先達る攝海御警衛被 仰付難有奉存候得共其節申上候通自國海岸防禦筋別る 從御所表被 仰出候義も御坐候上先年以來打續領分水風災之三災御坐候る彌増及費弊候事ニ而中々以實備安心之場ニ至不申候依るハ甚恐多義ニハ御坐候得共無余義御宥免之義歎願仕候所願之通御免被 仰付難有仕合奉存候御蔭を以致歸村候以後日夜致差圖乍不東追々其手當仕候義ニ御坐候依るハ其砌も申上置候通何卒自國海防之外當

御時勢ニ候得者別段隨身之御用相勤度日夜心痛仕候得共何分小藩之義ニ而廉立候御用送ハ不任心底恐入罷在候此儘ニ打過候者重疊奉恐入候ニ付種々苦心仕候所攝海御守衛ハ皇朝咽喉之地ニ御坐候得共約候處朝廷御警衛之御趣意ニも可被爲在と恐察仕候ニ付御親兵之心得を以士分十人京地ニ差出し置度奉存候尤元來分過之義ニ御坐候得共拾騎之外從卒等ハ實用を主とし取捨仕候も可有御坐候此段御聞置可被下候以上

六月廿六日

龜井隱岐守

七月廿八日出

一藤堂和泉守差出候書付

和泉守

一昨年神奈川方長崎箱館ノ之海路測量之義英國方相願御差免ニ相成候段御達ニ付其節右海路測量之義ニ候得ハ無論伊勢海ノハ乗込申間敷候

得共万一乗入 神廟之地相穢候様之儀有之候者恐入候次第ニ付志州海口方内ノハ乗入不申様御差圖被成下度旨申上候ニ付其段御聞届ニ相成伊勢海ノハ乗入不申相濟難有奉存候義ニ御坐候然る所今般右之海岸爲測量掛り御役人被相越伊勢海測量追々相濟此所北伊勢へ相廻り無程歸府可有之趣承知仕候海岸測量被仰付候義ハ乍憚御尤ニ奉存候得共万一測量之圖面蠻夷ノ散逸仕候様之義御坐候者前浮英國へ測量御差留ニ相成候詮更ニ無之渠測量致し候爲同様之譯ニ付左様之儀ハ毛頭有之間敷と奉存候得共何卒右圖面等ハ公邊ノ御納置異國ノハ一切御渡無之様仕度候間其筋御役人ノ屹度御沙汰ニ相成候様仕度奉存候差越候義ニハ御坐候得共心付候故此段申上候以上

七月 同廿八日出

藤堂和泉守

一私義今般大坂表御警衛出張場所別紙之通可相心得旨去月廿六日松平伊

豆守殿が被相達候段旅中ニ於ク承知仕候依之此段御届申上候已上

七月十六日 八月三日出

小出主税

別紙

- | | | | |
|---------|---------|--------|-------|
| 一 玉造御藏 | 青山大藏大輔 | 一 江口 | 酒井若狹守 |
| 一 岩崎新田 | 脇坂淡路守 | 一 船柄渡 | 植村駿河守 |
| 一 備前しほ | 本多肥後守 | 一 建國寺 | 丹波長門守 |
| 一 安治川 | 小笠原 幸松丸 | 一 木津川御 | 遠山美濃守 |
| 一 川口戎島御 | 織田筑前守 | 一 船手番所 | 小出 主税 |
| 一 玉造御門 | 森 伊豆守 | 一 松ヶ鼻 | 織田攝津守 |
| 一 一ノ木坂 | 一 柳土佐守 | 一 中津川 | 建部三次郎 |
| 一 安治川御 | 阿部主計頭 | 一 難波御 | 朽木近江守 |
| 一 船手番所 | 永井飛驒守 | 一 宗隆塚 | 高木主水正 |
| 一 追手前 | 柳生但馬守 | | |
| 一 難波橋 | | | |
| 一 眞日山 | | | |

外夷攝海邊に渡來之節御警衛之人數出張場所書面之通御心得可被成候
 尤場所其外之儀町奉行可被談候勿論玉造御藏地玉造御門外一ノ木坂ハ
 御定番にも可被申談玉造井難波御藏地御藏奉行に長柄渡船場ハ田安殿
 家來御船手三御番所ハ佐野龜五郎江口岩崎新田松ヶ鼻十三波中津川中
 洲ハ御代官建國寺ハ松平左膳家來にも可被談候

六月

小倉五罪

恐多も 叡慮既ニ一 攘夷ニ被爲決長門下之關ニ於テハ數度戰爭ニ及
 ひし處小倉ハ咽喉緊要之地ニ居あぶら未嘗一門之砲も不構一介之兵を
 も不出常々是を傍觀するハ武備不足乎夷狄へ内通乎罪一也癸丑以來十
 餘年間賊を眼前ニ見ながら不育人材不繕武器尸位不覺之罪二也御國辱
 をも不辨罪三也嚮長州を毎度使者を以る 叡慮之所被爲向夷狄速ニ不

攘ハあるをあらざる趣き懇切ニ申論せしむとも幕府之譜代と云ふを以
る更ふ不應途ニ長州方砲臺場等推借せらるゝふ至る是全義理ニ暗く隣
國之禮失せるの所致罪四也幕府奸猾之所爲違 勅之振舞を知らるら一
言も不正を不糾者普代之責を不盡國家之大變を不憂因循姑息ニ安ん罪
五也

右五罪々 皇天之所照鑒決る不可免之賊也假令 神勅之威嚴ニ因り一
旦湯は仕候ても素々其君昏愚ふして其臣惰弱忽ち夷狄之有とある時ハ
皇國之御一大事と奉存候伏願其君臣を貶逐し忠奸^肝義烈必死士近邊ニ不
乏候間一先是を以此地を守らせ長州と相應援仕候時ハ賊艦幾千萬襲來
候とも決して内ハ欄入爲致間敷と存候左候て佐賀之關鳴戸へ屹度防
禦被 仰付候ハ、中西國者平穩之義と奉存候乍恐御明察被爲遊速ニ
御英斷被爲在度不願微賤申上候恐懼死罪

長門國

文久三癸亥年七月

有志士謹白

亥八月十九日出小倉書狀

長州若殿八月十五日下ノ關へ御出同十六日彦島邊御臺場御見分ニ相成
申候

一同十六日暮頃俄ニ下ノ關引接寺へ止宿罷在候浪人百五十人計何をも拔
身ニて中ニハ甲冑之者も有之敬法寺へ止宿いたし居候長州之家中居所
へ押掛双方打合夜九ツ半時頃浪士之面々者元之寺院へ引取申候然ニ浪
士方ニてハ怪我人無之由長州方ニハ深手八人即死壹人有之候由右者若
殿御臺場見分之節浪士組ニて築立候臺場之義惡敷申成候者ニて夫を意
恨ニ存シ敬法寺へ打入騒動有之候

一同十八日夜又々浪士共押掛此度も數人損し人有之候趣人數者未相分同
夜四時頃浪士共引取候由尤浪士中武勇烈敷長州家中も數人一縮ニ相成

候得共勝負浪士七分御家中三分と申趣に御坐候十六日夜も御堂にて手合候處浪士中強く家中手は餘り候趣にて庫表^{裏カ}之方^カ放發いたし候處漸浪士中引取候由誠大混雜昨今未夕相納候模様無之候

一同外罷下候公義蒸氣船下ノ關濱番所前ニ引留有之不相替番兵數人乘込居申候右御船にて十七日者長州ノ筒拂放發有之候趣にて玉藥迄前以積込居候得共右浪士混雜にて相止み申候十八日者長州若殿大里久留米臺場并田ノ浦臺場見分にて筒拂夕刻迄放發御坐候

一公義御使番中根様山口へ御越之處其後絶る様子相分不申未御滞留之趣風聞仕何分御様子耽と相分り不申候

八月十九日

鈴木大雜集

廿

丁集

雜集

文久癸亥四
鈴木大

共八册二十

亥六月廿五日外國奉行御用狀を以相廻

不列顛シヤルセタフヘール

エキセルレンシーイレントチヨレニールヘ

以書翰申入候我事務參政有馬遠江守義過日其許と會晤之砌貴國軍艦薩
州へ出帆せらるゝより我政府よりも役筋之者をして彼地に至らしめん
事を約し外國奉行目付等も當るべき程之者を指遣まへく思ひ量しよ品
々さし支ふる筋ありて其義行それ難く去とて前言之約を踐さるハ不本
意なるよより勘定格外國奉行支配調役井淵邊德藏徒目付比留半藏右役
々を附屬せしめ今晚錨を拔て薩海へ趨きしめぬ尤昨午時^{西洋ノ第}十二時迄^迄
も出帆せしめんと屢促せしりと折柄風潮の爲に支られ石炭其外運輸指
支心ならぬも揚帆遅延よ及ぬ貴國軍艦船將へ右役々々委曲之事情通達
及べけれ共右之趣其許へ申入置度如此候拜具謹言

文久三亥年六月廿四日

連名

亥八月二日周防殿へ御届

去月廿八日英船七艘城下海へ渡來生麥一條ニ付 公邊へ御届申上且案内船迄も被遣候趣ニ種々申出候間是非曲直を爲致分解未た應接不首尾中去ル二日手船蒸氣三艘引出既ニ出帆之形ニ見請候ニ付無據炮發爲致翌三日迄及掃攘即日城下許出帆拾里計之所へ七艘之内壹艘碇泊外六艘致出帆候全體攘夷之期限をも被達候事ニ候得共彌御決議未致承知候ニ付此節迄ハ應接之上曲直を正し可申含之所彼々非法之働いたし候ニ付無據前條之形行ニ相及候委細長崎奉行へ相達候此段早々及御届候以上

七月四日

國日附

松平修理大夫

七月

日京師にて

島津三郎

夷賊之義ハ雖爲小醜一般之人心關係候ニ付此節御親征之義御用も被爲在候就るハ去春以來忠誠を 御依頼被爲遊候義ニ候間急々上京候様御沙汰之事 長州へも同様被仰渡候

京師にて薩州へ指出候届之寫

去月廿八日英船七隻城下海へ渡來生麥一條之儀ニ付妻子養育料可相渡旨書翰を以差出候間此義ニ付てハ何所迄も曲直を致分解候合ニて爲致應接候央去ル二日曉水夫共爲乗付城下廻へ繋置候手船蒸氣船三艘非法ニ引出既ニ出帆之形ニ見受候ニ付不堪憤激即時ニ可打碎旨嚴命を下し諸方臺場及砲發候所彼々も頻ニ發砲終日戰爭翌三日晝過キ退帆掛同斷海中孤島之臺場前通船又々互ニ打合其夜城下へ四里計沖へ七艘共碇泊同四日退帆仕候得共一艘ハ洋中へ碇泊いたし其内相應相痛候も有之體相見同壹艘ニ漸引船ニて退帆追々死體并器械等流寄申候得共幾人打留

候哉相分不申候此方手負死人別紙之通り并蒸氣船三艘燒亡市中寺院等
諸所燒失仕候不取敢此段形行早々御届申上候以上
七月五日 松平修理大夫

手負死人姓名書

廿四封度規役伍長

即死 稅所清太

同斷役

薄手 平田甚五郎

小銃隊

同 大平新左衛門

廿四封度規役伍長

同 門松源之允

同上玉藥支配

同 宮村孝之允

同代玉藥役

同 猶岡伊之介

右什長

深手後相果 平田九十郎

右ハ於臺場手負戰死

宮原道之允

爲遊兵出陣いたし居候所爲砲丸即死

郷士

前田平右衛門

同

情佐金次郎

同斷

於孤島臺場薄手

井上直八

諫川吉左衛門家來

川添喜右衛門

於臺場即死

芦谷藏右衛門

杉崎伴四郎

爲遊兵致出陣居候處薄手

郷士

有川善兵衛

藤崎新之允

同斷摺疵蒙ル

喰良山里郷士

即死

山下堅之允

島津内記來家

西休兵衛

深手にて相果

以上

此扨へ圖一枚添有之候外へ遣し候間追ゑ此所へ可綴

英國公使書記官サトウ今朝薩州へ致歸來候ニ付相尋候聞書

一英國軍艦一列先月二十二日當港出帆二十七日鹿兒島へ到着早速ミニヌ
トルより薩侯へ書翰相送り候大意則此以前政府申立候同様よて三日之
間返事無之候ハ、港内見當り候貴國洋船三隻を奪取城下を燒拂可申由
を申送候所今月朔日指越され候返書ニ我國元と外國と條約を結ぶれさ
れバ外國ニ關係無之候間何事も江戸政府へ談判可被致と云々之ニ依て

翌二日朝アトミラーの號令にて彼の三隻を取圍ミ舟子共を追拂此火船三隻共士官ハ一人も乗ラズ商人ノミ乗居タリ諸物を分ケ取ル此サトウモ書翰一册及ヒ笠ノツ及ヒ日本製鉄砲一挺を取り來ル右船多ク砂糖米ヲ載ス 暫時之内砲臺カ大砲を打出せりアトミラーの意ニハ斯ク洋船を取圍ハ大形薩州カ素直ナル返事指越サルヘキカト量リ 是よりも又砲發且ツ彼の三隻之船を燒キ候此時ユライシ所案外ナリト リス別砲臺近く打寄居候カヒレン及ヒコンマント等二人蒸氣車の上ニ當ル高き所ニ軍令をなせし兩人共同實丸にて頭蓋を打摧カレ即死ス右カヒレンモユライリス乗組五百五十人の大將今度薩州へ發向せる一隊軍艦の惣督ナルニ斯く死亡せりト遺憾之體ニ相見得申候

七月九日

千八百六十三年第八月廿一日横濱増新聞七月八日也
英國軍艦コロモラント書狀を得て當港ニ只今著せり右船鹿兒島ニ在る英軍艦ニ逢ひ次之新聞を持參せり去ル土曜日七月第十二時晝時 軍艦鹿

兒島之港ニ碇泊しありて大風吹ク日本人より不意ニ發砲せり不幸よし
て次之人々殺亡せり

カビタン船將

ジョスリング人名

コンマンドル大將

ウキルモット人名

右兩人壹の丸ニ打殺さる外手負死人六十人船ニも多少損傷ス

英艦歸り來る近きニ在り書中之文

巨細ニ記するを得ざ其大眼目を載以當十五日第十二時臺場カ打出

水師提督直ニ合圖を爲以

日本船三艘を燒く捻仕掛之蒸氣船也

船號

エングラント シル、レオルジ、クレー

コンテスト 横濱又ハ長崎ニテ買入
レたる薩州之船也

右日本船ハ其朝ニ來りて軍艦之傍らニ碇泊せる也

臺場を打あけたるを以る軍艦砲を上げ臺場を五百及六百ヤルト二尺離れて一列に連れり臺場を射事甚た強く殊に大筒にして其内六十乃至七十挺ハ十インチ壹尺之破裂丸又三十二乃至二十四ポントの實丸也カピタン井ニコンマンドル前名を載に午後第二時五分五之頃甲板之橋上船之高にて一彈丸之爲に即死す又十インチの破裂丸甲板之中央にて破裂し水夫七人即死シ手負之者水夫五人ロイテナント官名デヨフス壹人也

譯者云右ハユライリス艦之事也

天氣惡しく雨降り風陸に向て吹く午後第三時火府中にて起る第三時二十分ニ發砲止む

第九時二十分ニ造作場及ひ商家焼ける

府中造作場等ニ打掛る事終夜

第八月十六日七月三日午後第三時三十分ニ砲を上げ蒸氣にて港口に出あけ府臺場に向て打て共破裂丸又只答るものハ臺場二ヶ所のみなり

碇泊せる所ハ臺場を丸之達せざる所也

譯者云貳度目ニあゝりたる處也

府ハ夜半尙焼けてあり

手負死人目録

- 一 ユライリス船 死人 十人
一本ニ手負人 一人
- 二 ベール 死人 七人
手負 一人
- 三 アルゴス 手負 三人
- 四 コックケット 死人 一人
- 五 ベルシウス 死人 一人
- 六 ライスホース 手負 二人
- 七 ワアツク 無之

右之如し

英艦鹿兒島ニ至りしハ晦日歟本月朔日ニ有之戰爭ニ及候前三日程同港

ニ碇泊薩藩士も參り申立候事も穩ニ濟まへき談判等有之然る所二日之日晝時不意ニ打掛候由軍艦も明日ハ横濱に歸港之由此新聞ハ上海ハ薩摩沖を過候船に申來るなり

上陸可致旨申聞候節指遣書翰

來翰之趣相達も生麥一條ニ付申立候事件往復ニてを弁知いたし難き義有之候間明廿八日午刻他國人應接公館ニ於て事理明白之應接ニ及度候ニ付水師提督其餘重役之面々上陸あらん事を乞ふ

一 貴國各船へ番船二艘ツ、附添置候間薪水其餘有合之品希望ニ任せ差送るへき也是我國法ニ其方へ便する禮節なり

一 前條不便ならざるの用ニ備へ候間端舟等より上陸あるニ於てハ我國人騒忙如何なる失禮ニ及ハんも難計候ニ付前廣案内いたし置ところなり

日ヲ十月ハ

薩 府

千八百六十三年第九月一日神奈川横濱出版日本貿易新聞

箕作貞一郎譯

余去月廿六日ハ出版せる新聞紙中ニ載たる所之日本國と條約を取結ひ古昔ハ諸國人民の至らざる地の港を開きたる以來最重大なる事件たり大不列顛國も平和なる處置ニて自國入民之正理を守護し國の耻辱たさる取計をなさんとしたれ共日本國の一諸侯の頑國^{固カ}及ひ偽計ニて大ニ其妨となれり又鹿兒島の大事件以來英吉利國之東方の殘忍なる人ニ向ひ猶更ニ一大戰爭を爲さんと候ることを疑ふ者あらざるべし

當今日本も外國との交際危難ニ及ひたり且今日余ハ届きたる新聞ニ從へハ其國中^中之爭亂も又甚危き様なり

松平石見守及江戸政府之高貴役人等當今下之關一件ニ就き米利堅人和蘭人佛蘭西人と應接を爲んり爲メ横濱ニ來れり此人々の云へる所ニ從へハ此度高官之大名三人を長州即長門ニ送りて其他之諸侯之下關ニ

外國船ニ打掛たることを談判し或も是を罪せんと云たり
 余等又聞知る所ニクハ長州侯也下之關對岸之臺場を奪ひ周防灘の入口
 を指揮せんとしたれハ長崎奉行三艘之蒸氣船を以て豊前及豊後の海岸
 ニ進ミ毛利大膳大夫の奪ひ取りたる臺場を取戻んとしたることありと
 薩摩の國中ニも二黨を分ち當今の君侯及び其臣下之一部を平和を好む
 と雖老年なる島津三郎及臣下之大半ハ攘夷戰爭を好めるの評判あり
 讀人日本國の後來の様子を見んとするにハ次之新聞を待つるし
 大不列顛女王殿下シャルヅト、アツヘイルス、コロチル、スト、ジョン、ニール
 の親切ニより余等最切要なる書翰を爰ニ載せることを得たり
 第一千八百六十三年九月十四日神奈川リチャルドソン殺害の事ニ付
 不列顛政府の望を載せコロチル、ニールより薩摩侯へ贈るの書
 第二薩摩侯より此れニ答ふる書
 余等ハ別段諸説を爰ニ載れることなく此二通之書翰を衆人ニ示んと欲

薩摩侯松平修理大夫閣下へ又君侯留守中ならハ薩摩日向大隅琉球
 諸島を暫時支配せる名代へ

千八百六十三年第八月十二日

日本ニ在る大不列顛公使ハ

去年第九月十四日即日本文久二年八月廿一日ニ閣下之父ニて島津三郎
 の駕籠脇ニ列したる者東海道ニク守護なき無罪之英吉利一商人を殺し
 たるを閣下已ニ能く知れる所なるを且此行列中の者以前の商人の傍
 ニある二英人及び一婦人ニ斬掛け此二人を大傷を蒙り婦人ニ漸く逃延
 ひたることは是又閣下の能く知れる所なるべし
 此英人の姓名左之如し

カルレス、レノキス、リチャルドソン 死
 ボラルデイレ婦人名 無恙
 ウイルレム、カラルケ 大傷

ウイルレム、マルセル

同

此事件ハ英吉利政府及國民の憤怒を引起し開化したる諸國の憐を生じ
るよ足れり

大君政府ハ我英利女王と平和懇親之條約を取結ひたれハ余是を熟考し
島津三郎行列中ニ在る罪人を求出し其首を斬るべきことを大君政府ヨ
言送れり

余り爲よせる堪忍ハ我政府ニく好しとほる所且大君政府ニて委しく知
れる所也

若此騒動之時ニ當く此堪忍の所置を行もはんハ島津三郎を生擒ニし殺
害するよ至るをし

此騒動より既ニ十ヶ月を経たれハ余ハ本國政府ニ委しく其様子を言送
れり又大君政府よりハ大君の好む處ニ從ひ閣下より罪人を執り江戸へ
送り來るべきことを數度余ヨ告知せり然れとも閣下の領地江戸より甚

た遠く且大名の受る免許あれハ閣下ハ江戸政府ハ罪人を江戸へ送出し
へき命あれ共是を輕し是を執ふる事なきを以て大君政府ニくハ餘儀な
く英人殺害之償を爲は能はざること余ハ本國政府ニ告知せり

其後余ヨ本國政府より此事件取計之仕方を委しく言來れり

大君政府ハ國法就中國中騒動ニ據り大名臣下之爲せる罪過に付き其欲
する處を強く大名ニ爲さしむるを得よ○然共英吉利人を殺したる事ニ
付き大君政府より日本國中諸人民ニ代り償金を出し且此罪を免るゝの
書を余ヨ贈ること當然なり余ハ本國政府の指揮ニ從ひ條約ニく外國人
通行を許したる道路ニく閣下之臣下英吉利人を殺したるに據り大君政
府ニ償金を出し罪過を免るゝを欲する書翰を余ヨ贈るべきことを言出
せり

大君政府之直ニ是を承知せり然共不列顛政府の決定したる所ニくハ閣
下此罪人を守護し或ハ其當然なる刑罰を免るすの理なるへし故ヨ余政

府より閣下ニ左の箇條を望むるきの命を受けたり

第一條リチャルドソンを殺し其他の人ニ襲掛たる罪人を英吉利船將の目前ニク吟味し其首を斬るべきこと

第二條殺害されたる人の親族及斬掛たる者の刃を逃れたる人ニ分配すべき金として二万五千ポンドステルリングを出さへき事

英吉利政府ニ望める貳ヶ條を余が閣下ニ告知らしむるや否直ニ閣下の承知をへき所たり若又然らば日本海ニ在る英吉利海軍提督兵力を以る十分なる報を爲んとは

英吉利船將ニ此書翰を渡はの任を受たれハ余より閣下ニ言送れる言前の様子を委しく知れり故ニ閣下若是を承引せされハ船將日限を定め又軍艦新ニ到着することあらハ直ニ戦争ニ及ぶるし

故ニ閣下ハ此書翰ニ載まる事件を能く熟考して所置を取行ふるし此書翰を改ること余力ニあらは

謹て是を呈は

(自記す日本ニ在る英吉利公使

イ、スト、ジョン、ニール、ジョン、マキドナルト是を書は

薩摩侯松平修理大夫執政河上タイマより英吉利公使コロネル、ニールへ贈る日本文書翰の翻譯

人之生命より貴き者あらされハ人を殺す者を捕へ死刑ニ處まること當然なり故ニ我方ニ而昨年以來罪人を執わんと力を盡したれとも當今日本國の諸大名中ニ争亂を起す者ありて此の如き罪人を隠し守護せられハ我方ニくも之を捕ふるを得也○又罪犯者壹人ニあらされハ遁隠るゝを猶更ニ易きを得たり島津三郎江戸ニ至れるは外國人を殺害する爲ニあらば江戸を京都の仲入レを爲んが爲なり故ニ島津ハ外國人殺害を命たるニあらざること分明也○日本國の法律を犯し逃れたる者ハ死刑ニ

行ふを乞ふし○若し我方に此罪人を尋出し其罪を吟味し是を刑せむることあらば早速其事を長崎又も横濱に在る英國船將より告知せ自ら來り其刑を觀るを願ふるし○我方に此刑を行ふを得る時節の延引せむること無據事情を君方に乞ふ能く推知せむし○若し又我方に乞ふ他之罪人を刑に處し偽て此度之罪人也と云ふとも君方に乞ふ是を見分ること能はざると雖我方乞ふて此之如く先祖の神靈之耻辱となる事を爲さば日本中一州之政府ハ皆江戸政府に從ふ者なれば其命に背くを得ざる事君に乞ふ能く知る所也

條約中に外國人の通行に付分界を定めたる事あるも我方に乞ふ知る所なれども外國人日本人の通行を妨ぐるの免許を得たる條約あるを聞れば英吉利本國に乞ふ多く同勢を引連れ旅行せむる人より向ひ國の法律を破り失禮せむる者あらば是を罪せむる路の側に突出し是を打返す事を爲さざるや○若し是を爲さるゝに至らば諸侯ハ旅行を爲さむる事を得ず○然共人之生命を害

はる者最大なる罪過也○諸事を指揮せむる江戸政府に乞ふ外國人との條約中に古來定りたる國の法律を加へざる事不十分なる取計方といふを乞ふ○江戸政府も此舊律を條約中に加へば我君侯ハ此舊律に從ひ取計ひたり其是非も君方に乞ふ判斷せむる所なり

此大事件を決せんる爲に江戸政府の役人と我政府の役人と互に君の目前に乞ふ何れは何れ非なるを論せむる

罪人之一條を取極めたれば償金の事を決せし大君より英國軍艦已に日本に來れるを蒸氣船に乞ふ告知らしむることなし○大君政府も我等を苦しめんとする策なるを乞ふ○若し然らば必は御老中から乞ふ書翰あるべき道理也○此之如き悪行あるを以て英人と我等との間に争端を引起せり此一事我等之驚く所也○君ハ是を驚るべしや

我政府ハ江戸政府の命に從ひ諸事を取行んとす君り書翰より載たる所へ我方が心を打明け返答せむること此の如し

文久三年六月廿九日(千八百六十三年第八月十三日)

自記

執政河上タイマ

ア、ア、ゼ、ゴウル及アレキサンドル、ホン、シー、ボルト譯ス

ジョン、マキドナルド是を書ス

薩摩より英將へ遣したる原文

一殺害せし者を擄取り死罪ニ處せらるべきの儀も尤之事にて人命を貴き事
なし故ニ直ニ收獲し相當之罪ニ處せらるし然レ共足下の知る通り日本國
中近來ハ諸侯の意互ニ齟齬し或ハ之を秘し置者ある證據ハ昨年より頻
と探索されとも未ダ捕獲せられ且人數も壹人ニ非せして種々逃避之術を
盡せと見へたり固ク江戸と京都と親睦之爲よる者にて私意毛頭なけ
れハ主人を命したるの疑ひなるべし殊ニ國法を犯し亡命せる者ハ死
刑の罪あるの故よもし探索吟味之上死ニ處せへき時を長崎横濱等の滯

在の軍艦ニ此事を達し夫々見分を受るし若クハ此事ニ就て時日之猶豫
なければ不得已以前より罪ある者を其罪人と偽り足下等の眼前にて刎
到せは足下等其面貌見知りなきの故ニ實の罪人共思ふべけれども斯の
如く足下等を欺クハ固ク先志ニあらば日本政府の事ハ専ら江戸政府
ニ從ふべき事固ク足下の知る所にして諸侯ハ其指揮ニ進退を受るなり
然るに多年來條約を交せし事も有る由なれ共其條約中ニ諸侯來往之節
ハ假令幾里數往還之道而已の免許ありと雖も其來往を妨ても宜しと云
事ハある間敷事也假令若クハ足下の國ニてもあれ我國の法之如く數多
の從者を從へて往來する時ハ普ク制禁あるニも係らば之を犯さハ衝倒
せと也又ハ打ころせざればその國主之往來も成難かるへし勿論前
ニ言ふ通り人を殺むの罪ハ大なるの故ニ之を殺む事ハ足下も同意
なり故ニ此事ハ承引なるべし諸侯を指揮せる江戸之政府ニて從來重
き國法之事を條約ニ載せしめて猥ニ諸侯の過とせれば政府之不行届な

るべし政府の罪乎又太守之罪乎如何判斷あるるき

此事ニ就るハ重大之事件ニ候間江戸政府の重職と我國之重職と立前之會カ

上足下ニ論判せされハ此所ニて片論なり難し

一妻子養利の事ハ其後可定

一幕府が貴國軍艦渡來之儀已ニ蒸氣船を以て我ニ令せしといふ儀ハ曾てなき事也右様の虚言恐クハ我を瞞以所以と思はる若し其言を證せんとならハ閣老の書翰もあるや見せ玉へ此等の事ニて大なる反覆之事多しと思はる何とも不審ニ存する事也足下ニ於クモ決して不審ある事なきや

一我政府ニてモ江戸の政府の命ニ従ふ事大切なれハ何事も江戸政府の命ニ従ひ處置せらるし

右來翰之趣ニ基き事實の情を以る即前誠實の意を示は

文久三年六月廿九日

河上但馬

大英國シヤルジ、タフ、エイル兼、コンシユルゼ、テラール、インシントジョ
ン、ニールの足下ニ報せ

日本の交易ニ關係せる神奈川開港之別段新聞紙一千八百六十三年八月廿六日即我文久三年癸亥七月十三日

薩州鹿兒島ニ於て英國の船隊戦争ニ及ひたる諸事件近頃我輩の最も感
する所ニして交易會社其戦争の便信を待兼たる故ニ定式の新聞を開
板せる事モ一兩日を延して此別段緊要なる新聞を開板せる事ニ至れり
是れ已むを得ざるニ出る事ニして實ニ當然の事なるべし

鹿兒島の戦争

今茲ニ記せるハ英國より薩摩侯ニ詰問したる始末の事件なり但し近頃
嚴重ニ固めたる鹿兒島ニ在る處之君井ノ不幸ニ逢へる住民數千人若し

此後ニ至りて我兵力ニ堪る事を得るニ至れハ我輩反りて困難を受るニ及ぶべし今義と理を兼具せる盛戦ニ於て勇闘して死せる者等の朋友之を悲傷せるも勿論我輩亦大ニ之を悲しむと雖とも此戦争の終始を觀察し我損亡を以て敵の損亡ニ比すれば甚少く其功績亦意外ニ出るを以て少しく心を慰むるニ足る

是の如く放談して且ツ無類なる讎敵の所行も東方の人^{支那日本等の}を惑まし遂ニ自分困難を招くニ至らしむへし但し縦ひ當今の勢實ニ此の如くなりと雖とも今より後若し之を悔ひ其非を改むるニ至るときは此人亦直ニ怜悯の人とならんも敢て疑ふべきニあらず是事我輩亦大ニ希ふ所なり但し今度敵の暴業ニて自ら大なる損亡を招きし故ニ日本ニて提督コーブルの名と且ツ其船隊の名大ニ盛なるニ至れり英國船隊一頭^{等カ}の頭たる提督コーブルの幸運を我輩英國政府の爲ニ祝するなり其勇猛鋭敏にして最も烈しき敵砲ニ向ひ且ツ惡しき天氣の機會ニ乘して戦

ひたるも我兵東方ニ於て海軍の勢を顯し名譽を得たりと云ふへし我輩戦争の模様を諸船ニ問ひたるニ人皆頗る此提督の勇猛鋭敏なるを賞美して此將も已ニ以前も此の如き偉功を顯したる事ありと云て大ニ之を崇敬せり我輩亦大ニ之を喜へり

英國ミニストルコロチルニールも船隊の全權を握りて本月六日^{我六月廿二日}當港を出帆して鹿兒島ニ赴けり但し夫れより二十一日^{我七月八日}迄も我輩其戦艦の事ニ就て何事も聞きしる交易蒸氣船一二隻追々上海より當港ニ到着したるり故ニ此蒸氣船ニ海難を過るとき右の船隊を見受たりと云ふ事を承知せり

又當月二十一日コロモランド船到着せし故此船中の人より珍しき新聞を得て大ニ之ニ感することあり是故ニ我輩速ニ之を開板して世ニ公布せんと料りしニ右の船來著より一時を過ぎまして又最肝要なる報告を得て之を別段ニ開板するニ至れり此事我輩總會社中の大喜悅といふべ

し

我會社の鹿兒島に赴ける者より差越したる報告の様子によれば英の船隊壯麗なる鹿兒島港に赴きたる事と就て種々の美談もある様子なれど速に之を世に公布せん事を大に樂み居れり(鹿兒島といふ事を鹿兒の栖止むる島といふ事なり何故に此の如く名けたるといふは古昔其近邊に鹿兒の盛に居たるを以てなり)本月十一日我六月廿七日午後我船隊市街を距る事南八里を隔て碇泊せり碇泊の形状も港の圖を見て知るへし又十二日に至りて船隊港を測量するは容易なりしりとも其深さ甚大なるり故に碇泊處を探るに數丈の網を用ひて遂に市街に近づきたれとも其甚々深きり故に碇泊の妨げとなりたり但し海岸最近の處に數隻の日本船碇泊せり尤も其内にて最大なる者も琉球船なり○英國の船隊も廿八日水曜日の朝第八時半過我五時過頃提督の意に任せて碇泊したるに間もなく薩摩の役人二三輩來りて英國の船隊を何故ありて此處に來るや且つ外國

人をも何を要むるやと尋問したり是に於てコロチルニールを兼て日本語和蘭語并に英語等にて認めたる英國の詰問書を此役人に渡して之を鹿兒島の重役は達し呉れよと述べたり但し之を渡すとき其答書も十三日我六月廿九日午後二時我八時迄に差越すへしと云ふ事をも云贈れり然るに十三日我八時頃提督の船に來りて午後第三時我八時頃提督の次席と稱し衛士四拾人を率ひて提督の船に來りて是れ蓋し戦争の以前に提督船の容子を探索せんとて多人數を率ひ來りたる者ならん然るに右重役の跡より一隻の端船にて使者來りたれば重役の者と立歸れり但し此使者來ると直に事の模様變せしと見へ重役も立歸るとき衛士一同此端船に乘移るへしと命じて立歸れり然るに又使者も何角心は挿む事ある事とや暫くの間も答書を差出さへきや否やを考居る體なりき

此夜第八時我五時頃其重役の者再び提督の船に來りて薩摩薩摩侯及ひ上座執政の書翰の日本語に認めたる者をコロチルニールに渡したり但

し此書を翻譯せるも多少の時刻を費せり故に右公書に就てニール我
存念を述るゝ已むを得ずして翌日迄延引せるに至れり儲其後ニールを
此公書を見たるも其中に認めたる趣意英國の詰問書に對それハ尤不當
なる者にして頗る重大なる事と見へたり儲其翌日に至りて前日の答書
を受取らんとて薩摩の役人又船に來れり此故に此役人へも前日の書翰
重大の事なることを屢申聞け此後此船に來るとき必和睦の旗白旗を
其船に樹て來るへしと告げ置きたり○我輩薩摩の答書の寫しを今茲に
記載して看官好新の意を喜せしめんと欲せしめんと雖も未タ之を得ざるを
以て之を他日を送りて唯人々の談話にて聞ける大略を茲に載せ
薩摩の執政書翰中に認めたる所蓋し左の意味なるべし

今度貴國より贈られたる詰問書の事ニ就てハ幕府より未タ我高貴の
君薩摩侯に報告せられし事決して之レなし償金催促の事も足下之を
幕府に申立らるべし其所以我君と幕府閣老よりの證翰を受取るも

非れハ此の如き事件に就て彼是取計ふべきこと能もざるも日本の法
度なり且ツリカルドソンを東海道にて殺害したる者の事ニ就てハ我
輩能く之を知ると雖も共時島津三郎其事を如何取計らひたるや否
や我君之を知らば但し日本に於ても故なくして人を殺せし者を嚴科
に處せらるゝも勿論なる故に速に其者を穿鑿せんと力を盡したれ
とも如何しても之を尋ね出さ事難し是れ決して外國人を欺罔せるの
意に非ざる若し其罪人を捕り押さる事なあらも直に其者を引出しリカル
ドソンを殺害せし者なりとて提督の手で渡さる事もあるべし足下等を
欺罔せられハ我君の榮名を汚す事故決して右様の事を爲さるなり然れ
とも我君と大君の外國人と取り結せられたる條約に關らば右の條約も
權現様の法度で背きたる事なれども是の如き場合に至りてハ唯大君一
人にて其處置をなすべし何者大君古來の法度で背て外國人の日本に
渡來せるを許容し且ツ自在に歩行せるを許して日本諸侯の通行を妨

くれそなり若し之を久しく許し置く時と途は日本の諸侯旅行せる事能もさるゝ至るべしリカルドソン等を襲ひたるも日本の法律は背きたる事は非るり故は我君の過も非るなり是は因て考れハ足下等の詰問一として採用をへき事は非也

是を以て我輩察するは此薩摩の答書も最も重大なる事にて此事途は戦争を起すの源となり夫れより又大船八隻を焼打する事に至れり偕其内二三隻も外國製造の蒸氣船として砂糖等の如き高價の荷物を積ミたる者なり又二三の火薬庫を打飛し臺場數個處を破壊し殆ど鹿兒島の市街もある諸産物及ヒ其製造所鑄造所等其外城郭迄も悉く灰燼となせり此破壊せる諸物件等の員數も量るへららば又戦争中市街等も於て死傷せる者其數擧て數ふへららば薩摩の士提督の船も來りて言ひけるも我上役の者より全權の提督并全權コロチルニール等を招待するの役を蒙り殿堂又も城中も招き薩摩

は促したる詰問書の取扱をなすへき旨を命せられたりといへり然れども此事ハ途は全く空しくなりたり後ハ考れも此事恐らくも提督并ニール等を陥穽は陥し入れんとするの策なるへし若し提督等此策中ハ陥りて其招は應し上陸するときも釣橋を落して之を生捕るべし其時船隊大は憤て市街は向け砲發せも其生捕りたる者の首級を刎ぬべしと船隊は申送ると必然なるべし且つ此策成就したる時其生捕を霧島に禁錮するなるべし霧島と云も堅固は備を立たる薩摩市街の一として周圍五十里の島なり

次は記載せる事件も我會社船隊中もありて記せる事なり最も勤功を顯せしたる善良の士バルクルの我等り爲は設けたる繪圖あり之は照して以て見るときも悉く了解するは足る

我會社より告る新聞

一千八百六十三年第八月十九日我文久三年七月六日豊後海にて記す

第八月十一日我六月廿七日午後第三時十五分我八時半過船隊鹿兒島港に入る此港
 ハ最も好きき港として港より七八里の濶サあり諸臺場の内我見残る者を一
 二なり夫レより午後第八時九十分我五時過頃市街より南方より凡ソ八里を
 隔て深さ十七尋の處に碇泊せり之を測量せる事大に難し
 同月十二日我六月廿八日午前第七時我六時半過錨を揚げて鹿兒島の市街に向け進
 ミ其深二十尋より十五尋の處に到り鳥島と市街の南方にある岬との間
 を通り船の右側に見ゆる洲を過ぎたり午後第八時四十分我夜の五時過市街
 近く二十一尋の處に到り市街を見るに備を嚴重に立て臺場も兵士充
 満して薩摩の旗章を飄し居たり其臺場も市街の前面に併列し其下は數
 隻の大船并に支那船五隻を繋きたり我輩市街を離れ碇泊したる後薩
 摩の士二人端船に乗りて來りたるに由て詰問書を其者に渡して第十三
 日午後第二時我六月廿九日八時頃迄に來るべしと約束したり同日午後三時八時頃
 頃一人の執政次席の者一隻の端船に乗り來り衛士四拾人を率ひたるに

其衛士悉く寄り集りたるを俟て乗船したり其後暫くありて又一隻の端
 船來りけれハ執政次席の者云ひけるも右答書中は過失あれハ我今上陸
 して再び來るべしと云て立歸れり然れども何時頃より右の答書を持來る
 と云ふ事も告げずして歸れり之に依て我等直に其變あらん事を察し大
 砲之備を立て翌朝午後第八時迄は戦争の支度をなしたり又右執政次席
 の者提督の船に來りて書翰を贈りしるとも日本語にて認めあれハ之を
 翻譯せるに數時刻を費すへきに由てコロネルニールも其書翰穩當なる
 や否やを知らざるに故に此返答も明朝受取りて來るべしと答へたり
 第十四日金曜午後凡ソ八時三十分頃前日薩より贈りたる書翰の返答を
 受取らんとて端船壹隻來れり是に於て英の提督も直に其答書を贈れり
 蓋し此答書も薩摩より贈れる書翰の趣意の甚に穩ならざる旨を述たる
 ものならん是故に提督も其書翰を持ち來れる者も此以後も必ず和睦の
 旗章を樹て來らすんを決して薩人とハ談判を爲らばと云ひり○午前

第十時我頃 至りて提督をバルクルを誘引し砲船ハホックを乗り十日
 二日我六月廿八日 港内にて見受けたる螺機蒸氣船三艘を質物を取らんと欲
 して港内に進み行きける右の蒸氣船を果して猶其處に碇泊して居た
 り是に於て我船の碇泊處を探らんとて港内を廻りける何れの處も皆
 四十尋以上の深サのミよて岸を距る事百ヤルド我一ヤルドハ我三尺許の處に至らざ
 れハ三十三尋の深サの碇泊處なし是に於て提督も午後第三時頃我本船
 に還り號令の旗を揚げてアルギニス船リースホルス船コクエツテ船べ
 ール船及びハホック船の船將を指示せり是に恐くも港内の蒸氣船を奪
 ふべしと言の號令なるへし是に於て午後第七時三十分我六時半過に至りし
 頃我船之其蒸氣船を奪んとて進帆せり
 十五日土曜 午後第四時二十分我七時過の頃我船をより本船を便を送りて蒸
 氣船を奪はん爲に昨日港内に進みたりと云事を報告したり○午後第十
 時我夜四時過 コクエツテ船を薩摩のコンラスト船に綱を掛けアルギニス

船を薩のシル、シラルジ、ケレイ船に綱を掛けリースホルス船を薩のエン
 グランド船に綱を掛けたり但し午前迄も此船は水夫の乗組ミたるを見
 たる此者共陸上を送りたる者と見ゆ又其外二三個の臺場も防禦
 の兵見へたり(但し薩摩のシル、シヨルジ、ケレイ船を乗り組ミたる士官の
 内兩人を生捕りたり其中一人をカシワ和云と號する醫人にして相應
 り英語に通せる者なる先年日本使節に従て歐羅巴に到り當今も薩摩
 に在て船將の役を勤めたる者又一人をオタニ小谷云と稱して薩摩蒸氣
 船隊第一等の船將なり此兩人を決して我に敵する事なく其船を奪それ
 たる後我船を乗り移したり是れ蓋し上陸して戦もんより之寧ろ英國
 提督の手を屬するを欲するなり偕此兩人を本月廿四日我七月十一日の夜半過
 り此兩人を神奈川に上陸させたり(偕夫レより風追々烈しくして暴風雨
 の徴あり其風を南東の風にて午後潮水減少したる時薩の突出せる臺場
 より相圖の大砲を發放せると忽ち諸臺場より我船隊に向て實彈或を破

裂カ 烈丸等を打發しけるり實彈を我り頭上を近く飛び過き二三の破烈丸を
我近邊よて破烈したり且ツ敵を臼砲の破烈丸を以て臺場よ對せる我船
を碎破せんと欲する様子なれとも決して其功を遂る事能はれ夫れより
風漸く暴烈となりければ提督コクエツテ船レースホルス船アルギユス
船等よ相圖を示して已よ奪ひ取りたる蒸氣船を燒きて我本船の場處よ
來るへしと號令せしりと右の船々直よ奪ひ取れる船々よ火を放ちける
故其船々忽ち炎焰となりたり但し此船々を燒く事を實は惜むべき事な
れとも此の如き場合よ至りて之を燒くも提督の任なれとなり此蒸氣船
の價も荷物を除て三十三萬元の價なり○午後十二時五十分 我九時 過頃 又
砲を揚げて戦争の列を整へたり其後又午後第二時十分 我八時 過頃 又至り
て第八號の臺場よ向て自在砲を以て破烈丸を放發せしよ能く其功を奏
せり又午後二時二十分 凡我八 時過頃 我船の右側より臺場よ向け實丸破烈丸
を放發したるよ又其功を顯せり敵より放發せる實丸破烈丸を我船の

近傍よて破烈し我船の網具を破り切りたり橋上よ在りて臺場を望むよ
其處よ屯する人々も已よ去りたり我等の砲發よて敵の大砲四挺を臺上
より打落したり是よ於て我等烈風の吹くよ乘して陸よ向ひ大なる臺場
よ近づきけるよ砲烟臺場を蔽へるり故よ陸より我船よての距離何程な
るや之を測り知ること能はれ察するよ凡七八百ヤルト有るべし午後二
時五十五分船將ヂョスリン井よ指揮官ウサルモットの二人橋上よ於て
同一の彈丸よ中りて死せ此時提督井よバルクル氏を將船及ひ指揮官と
俱よ橋上よ在りしり幸よして其危難を免れたり提督ハ此危難の場合よ
望むと雖一向よ怯怖の色なく沈著し居るを以て其平生の氣質を顯せせ
り然れとも事終りたるの後よ至りて戦争の時我傍よて戰死したる勇士
等の事を想ひ出して大よ之を感傷せり十インチ 八分より也 の破烈彈我
甲板上よ備へたる第三の大砲口の傍よて破烈し其處よ在る者七人死し
ロイテナントセブリン井よ外五人創を被れり其外一個の破烈丸ハ我船

の左側を打穿し船中ニ在りし大なる端船中ニ破烈したりと雖幸ニ傷害を受る者なし又一箇の實彈を檣上の欄を打拂ひ船將部屋の窓を打壞遂ニ船尾ニ至りて留まれり此時の敵の放發益烈しく我船正ニ十インチ乃至十八斤の大砲三十七挺ニ相對せり午後三時十分凡我八ツレイスホルス船第八の臺場ニ近づき放發して臺上の砲を打落したる時アルキニス船及ヒコクエツテ船進んでレイスホル船を援けたり午後三時三十分放發を止めたり三時四十五分凡我七ツチヨスリン岬ニ至り其處の深サを量るニ二十五尋あり四時二十分凡我七ツ臺場よりアルギニス船ニ向け放發することを止むレイスホルス船及ヒコクエツテ船の人々も市街の炎燒するを見たり七時凡我六ツニ至りてハホツク船ハ琉球船五艘を燒き八時凡我夜五ツニ至りて薩摩の鑄造所燒けたり此時風烈しく雨降りて我船碇二ツを下したれとも猶之り爲メ流さるゝり故メ少しく蒸氣を發して之を留めたり夜半ニ至りても市街鑄造所并ニ船々の火炎猶いま盛なり

十六日日曜日即我後カ七月三日 午時四時凡我七ツ市街并ニ鑄造所猶火炎あり船々も水ニ浸せる處まで燒けて陸地ニ吹上られたり第七第八の臺場の諸物件ハ破壞せり十一時凡我四ツ船將チヨスリン指揮官ウキルモットヤルトリスミット、ハガルチー、リントセイ、デヨン、ワラン、デヨン、ホウキンス、パーク、フレンミンクの死屍を水葬せり此人々も皆昨日鹿兒島の戦争ニて戰死したる者共なり市街并ニ鑄造所半時ニ至るまで猶炎燒を午後三時二十分凡我八ツ碇を上げ船隊を建て、進ミ再ヒ戦争の用意をなし薩摩守の家敷并ニ市街破烈、彈丸を放發し兩岸の臺場ニ向て放發せり三時四十五分凡我七ツ第十一の臺場及ヒ突出したる臺場の火藥庫破烈し其飛屑鳥島の臺場ニ至れり此處の臺場并ニ突出したる臺場より船隊ニ向て放發し五時凡我七ツニ至て止めり市街も次第ニ延燒して薩摩守の家敷も燒け其餘炎遂ニ其家屋の南方メ及ヘリ五時三十分我船七島メ到り其處の深サを量るメ八尋あり此島より市街の南方まで凡そ六里餘なり九時三十分凡我夜五ツハルリントク氏ハ昨日被りたる創メて死せり

十七日月曜日我午時十カ凡我四 船隊皆碇を上げ港口に進發せり此時市街猶
炎燒しありて十四里を去て之を見るに猶頗る盛なり

死傷の者

ユリユヤリス船中死者九人手負二十二
人 戦後の死者一人重創の者二人

ヘール、船手負七人

コクエツト船死者二人手負四人其内ロイテナント一人

レイスホルス船手負三人

ペルシウス船死者一人手負九人

アルギュス船手負六人

ハーホック船死傷なし

總計死者十二人手負五十五人戦後の死者一人

第八月十五日戦争の時用ひたる薩摩の大砲員數

第一の臺場

三十二斤又二十四斤の大砲

* 八 挺

白砲

二 挺

第二の臺場

十八斤の大砲

* 三 挺

白砲其員數詳ならぬ

* 七八 挺

右第一第二の中間に野戦砲

第三の臺場

三 挺

白砲

第四の臺場

大砲の員數詳ならぬ

第五の臺場

八インチの大砲

* 二 挺

鈴木大雜集二十

三十二斤又ハ二十四斤の大砲

野戦砲

第六の臺場

十八斤の大砲

第七の臺場

十インチの大砲

三十二斤の大砲

野戦砲

第八の臺場

十インチの大砲

三十二斤の大砲

十八斤の大砲

白砲

四百四十二

* 九 挺

* 三 挺

三 挺

* 二 挺

* 五 挺

* 二 挺

* 一 挺

* 五 挺

* 一 挺

* 一 挺

第九の臺場

野戦砲軍ヲ載せたる十八斤の大砲

第十の臺場

同上の大砲

第十一の臺場

八インチの大砲

三十二斤の大砲

第十二の臺場

西方ヲ向けて備へたる十八斤の大砲

東方ヲ向けて備へたる十八斤乃至三十二斤の大砲

我等遠見して數へたる大砲等の總計

大砲

鈴木大雑集二十

十二 挺

* 三 挺

* 二 挺

* 四 挺

* 三 挺

四 挺

五十五 挺

四百四十三

白砲

一挺

野戰砲

十一挺

右總數

六十九挺

我等生捕たる日本の士官兩人の告げゝるを

白砲

七挺

大砲

十二挺

上より擧ぐる處の六十九挺を之より加ふれば其總計八十八挺なり

*の符號を著したる大砲の員數を我士官等目撃して數へたる者符號なきも薩摩の海軍に屬せる日本の士官兩人の言より從へる員數にして其兩人ハ薩摩の蒸氣船シルヂョルヂ船よりありしを提督の船より乘れる者なり

臨時ニ新聞を開板せる會社よりの報告

一千八百六十三年第八月十六日鹿兒島港ニ於て記載を本月六日船隊横

濱を出帆を其船々を英國王のユルヤリユス船、船コクエツテ船
ベルシウス船、レイスホルス船、アルギニス船及びハホック船と稱する砲
船なり本月十二日の朝右の船々鹿兒島の市街を隔て、碇泊せり鹿兒島
ハ薩摩侯の居所なり此船々碇泊之後間もなく役人數輩來りて英國の「ミ
ニストル」と應接ニ及べり英國之詰問書を其役人ニ贈りければ其役人右
詰問書の取計方を内々相含めり之ニ由て役人共の我等を迷惑させしめ
ざる事ニ思おれければ諸船ハ端船を卸して港内測量の爲に諸方ニ出行
き夕景に至て船將ジョスリンハ士官壹兩輩と共に日本蒸氣船の港内ニ
碇泊しあるを見たり十三日^{木曜日我六}月二十九日^{我六}重役守衛之兵四拾人を率ひ來りて
時を過ぎ立還れり之ニ由て察するに其平穩ならざることと明らかにな
り如何となれば我船隊忽ち其大砲の備を建つればなり讎敵より向ひ争戦
之用意をなし金曜日^{我七月}提督ハ「ハーホック」船より乗り移り日本蒸氣船
を質物ニ爲さんり爲し港内ニ進み入り土曜日^{我七月}之詰朝ニ右之蒸氣

船を奪取れり午前十二時兩岸之諸臺場我船ニ向て放發したりベルシク
 ス船及ヒペイル、船も忽ち砲を開て之ニ應せり然れ共提督之船も風烈
 しく浪高り故にいま碇を卸さば測量ニ時を費しけれハ砲を開ひて之
 應もるハ聊り遅緩したり此儀なる暴風ハ我等り爲ハ甚ハ不便利た
 りアルギユス船コクエツテ船及ヒレイスホルス船ハ放發之用意全備と
 ると忽ち右之蒸氣船を取圍ミて之を焼き打したり午後二時凡我八時頃我船
 續て戰爭之用意をなし提督ハ何處ニて戰ふとも必キ勝利を得る方
 策を爲せり此提督ハ非まんハ戰時ハ臨んで怯怖せしめて平意ニ沈着と
 ることも能可さるなり提督ハ船隊中之貴重の船をハ港ハ四百ヤルトの
 處ニ備へたり此船四分三時之間動るは居れり其時日本人ハ其臺場の
 大砲を棄て去りたり然れとも其者其處ニ在る間ハ放發頻ニして其放發
 甚ハ善く法ニ合へるり故ハ我り爲こも大ハ妨けとなれり就中我前隊の
 ユルヤリス船ハ其彈丸ニ中りて大ニ傷害を得たり第二時三十分凡我八時過

頃ニ至りて實丸ニ破烈丸雨霰の如く我船の近傍ニ飛來り船將チヨスリ
 ン及ヒ指揮官ウキルモットハ同一なる破烈丸ニ中りて死せり又一丸ハ
 甲板ニ落て爰ニ居合せたる士官并ニ大砲懸り之者共死傷ありて無事なる
 者ハ只壹人之ミ此後程なくして諸臺場多くハ放發を止めたり諸船ハ其
 處を離れモレイスホルス船のミ直ニ壹ツの臺場の下ニ乗カ乘りて放發しけ
 れハ之り爲ニ臺場の者共退クニ至れりアルギユス船并ニコクエツテ船
 ハ此レイスホルス船を助けんる爲ハ其處ニ到り斷へば市街及ヒ臺場ニ
 向て放發せりレイスホルス船ハ凡そ五時半頃凡我夜七時頃ニ其處を去りコ
 クエツト船ハホツク船ハ晩景ニ至るまで市街ニ向て斷へば破烈丸を放
 發シ我船之此之如き放發を爲せしる故ニ俄ニ市街ニ火災起り諸物を悉
 く焚燒せりハホツク船も又日本之大船五艘を焚き製造所をも焼けり夜
 に入て風益烈しく第十時頃凡我夜四時頃其火熾ニして濶サ壹里餘ニ延燒せ
 り其火之響も烈しかるへけれとも其處を去ること遠けれハ聞へば諸物

を焼失さるの夥しきも定めて人をして驚おしむるに至るへし日曜日七月三日の朝に至ても市街及び製造所之火猶いま消へば薩摩之蒸氣船井日本船焼失して海に沈めり其内壹艘之蒸氣船ハハーホック船之を打沈めたり午前十時^{凡我四時頃}に至りて天始めて晴るを以て戦死したる士官を葬れり午後二時半^{凡我八時頃}過頃^{時過頃}船隊再ひ碇を上げ徐々進行し臺場井市街に向て破烈丸を打放したれとも臺場より實丸を打放せること二十個下らば且其實丸我船を傷害せるに至らば市街之火ハ漸々四方に燒廣かり堡寨も亦其災を受けたり其後も我諸船より打放せる砲彈の勢ハ甚盛なり夜に入て我船鹿兒島より貳里を隔て小村落ある處を離れて碇泊せ

一千八百六十三年第八月十五日^{我七月二日}鹿兒島に於て戦したる船隊に乘組める者の死傷表

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二
船將	指揮官	官名不詳	同上	同上	同上	同上	同上	某官	ボイ	ロイテ	官名不詳
チヨスリング	ウキルモット	ヘガルチー	フレメンク	リンドセイ	ソルレン	スミット	ヤルデリー	チヨンホウキン	ハルヂンク	アルスビフリン	チヨオース
ユルヤーリユス船											
三十七歳	三十歳	二十二歳	二十三歳	二十一歳	十九歳	二十二歳	二十四歳	十九歳	十七歳	二十二歳	二十六歳
戦死	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	深手を得て戦後ニ死す	同上	薄手	同上

十三	同上	ケンチツト	二十八歳	同上
十四	同上	チヨン、ビットマン	二十歳	同上
十五	同上	アブボツト	二十二歳	同上
十六	同上	シキン子ル	十九歳	同上
十七	同上	ミツトセル	二十二歳	同上
十八	セルセ ント	チヨルジ、レット	二十三歳	薄手
十九	不官 詳名	サミユールホツクス	二十二歳	同上
二十	同上	オラム	十九歳	薄手
廿一	同上	ニウベルリ	同上	同上
廿二	庖人	ベツトコツク	四十歳	同
廿三	不官 詳名	ホグゲツト	十九歳	同
廿四	無官	ホウデン	二十六歳	深手
廿五	同上	レリー	二十一歳	同

廿六	大砲	セル	二十七歳	薄手
廿七	ユゲン 子ル	セルゼント	二十四歳	同
廿八	不官 詳名	チヨン、ステフ	二十三歳	同
廿九	同上	バルト、レット	十九歳	同
三十	同上	アレキサンドル	同上	同
卅一	同上	ミツトセル	二十二歳	同
卅二	工匠	アルムストロング	三十八歳	薄手
卅三	一の 長隊	フレント	四十四歳	深手
卅四	大砲	フアルムル	十八歳	同
卅五	不官 詳名	メルセル	二十六歳	薄手
卅六	同上	ロビンソン	二十一歳	同上
卅七	同上	ドブソン	三十二歳	薄手

卅八	第二等の のボイ	ミットセル	十六歳	同
卅九	大砲	トマスヒン	二十七歳	戦死
四十	不詳名	ケール	二十九歳	深手ニ て死ス
四十一	ロイテ ナント	デンニ	二十六歳	深手
四十二	大砲	ハルリス	三十歳	同上
四十三	不詳名	モムホルト	三十五歳	同
四十四	官名	フエセー	十七歳	薄手
四十五	第二等の のボイ	ベツト	十六歳	深手 て死ス
四十六	ロイテ ナント	ヒツト	二十二歳	薄手
四十七	士官等	キルビン	三十三歳	同上
四十八	不詳名	コック	四十歳	同

四十九	同上	アイレン	十七歳	同
五十	同	ビグス	二十九歳	同
五十一	桶工	フーイト	二十五歳	同
五十二	不詳名	カルレス、ソイトルス	二十七歳	同
五十三	同上	キブリン	二十一歳	同
五十四	同	カスレス、ケール	三十六歳	深手
五十五	不詳名	アルキユス船 バルンス	三十一歳	薄手
五十六	同上	チヨンフオンラン	二十九歳	同
五十七	同	ゼームス、ケンネット	二十歳	同
五十八	無官	ラルド子ル	二十二歳	同
五十九	不詳名	チヨルチ、ドイニー	二十歳	同
六十	同上	クークル	四十歳	同

レイスホルス船

六十一 不詳名 ケルヒン

二十八歳 深手

六十二 同上 キールナン

二十八歳 薄手

六十三 不詳名 ゼイムスボル

十九歳 同

上よ記せる死傷の巨細書

上よ挙げたる第一の者ハ腦蓋を碎かる

同第二の者も腦蓋の後部を碎かる

同第三の者も腦蓋及び腮を碎かる

同第四の者も腦髓を破らる

同第五の者も同上

同第六の者も腦蓋を碎かる

同第七の者も同上

同第八の者も同上

同第九の者も胸腹を破らる

同第十の者も破烈丸にて胸隔の右部を殺るれ肋骨及び肺を破り腕を碎

く

同第十一の者も破烈丸にて右肩ニ薄手を得其火勢にて面部を焼き又種々の薄手を得る

同第十二の者も破烈丸の碎片にて薄手を得又右脚を傷り

同第十三の者も破烈丸の碎くる勢にて面部并ニ兩腕ニ火傷せり

同第十四の者も破烈丸の碎片にて面部ニ創を得又其火勢にて火傷せり

同第十五の者も碎片兩腕ニ中りて創を得又左股の内部を傷り

同第十六の者も火薬にて面部を焼く

同第十七の者も碎片にて頭上ニ創を得る

同第十八の者も右腕ニ薄手を得る

同第十九の者も兩腕臍下及び脚ニ薄手を得る

- 同第二十の者も左脚も薄手を得る
- 同第二十一の者も彈丸の碎片よて頭上并も左足も創を得る
- 同第二十二の者も左腕及ひ脇も薄手を得る
- 同第二十三の者も右脚も薄手を得る
- 同第二十四の者も破烈丸よて面部を殺く
- 同第二十五の者も破烈丸よて右股を傷き顔、眼及ひ腕を火傷したり
- 同第二十六の者も碎片よて胸部も薄手を得る
- 同第二十七の者も左腕も薄手を得破烈丸の碎る勢よて指及ひ面部を火傷したり
- 同第二十八の者も碎片よて左足を破る
- 同第二十九の者も破烈丸の火勢よて面部を燒く
- 同第三十の者も右股も薄手を得る
- 同第三十一の者も破烈丸の碎片よて足を傷き其火勢よて面部を火傷せ

り

- 同第三十二の者も碎片よて額及ひ踝を傷く
- 同第三十三の者も碎片よて面部及ひ左股を傷く
- 同第三十四の者も碎片よて臂及ひ兩足を傷く
- 同第三十五の者も碎片よて踝を傷く
- 同第三十六の者も碎片よて腓腸及ひ脚を傷く
- 同第三十七の者も碎片よて指を傷く
- 同第三十八の者も同上よて腓腸を傷く
- 同第三十九の者も砲丸よて胴腹を破る
- 同第四十の者も同上よて右股を破る
- 同第四十一の者も實丸よて左膝を傷く
- 同第四十二の者も同上よて左脚を傷く
- 同第四十三の者も股も薄手を得る

- 同第四十四の者も左脇より薄手を得る
- 同第四十五の者も兩脚を碎く
- 同第四十六の者も右股より薄手を得る
- 同第四十七の者も破烈丸にて右手を大傷せり
- 同第四十八の者も碎片にて右手三ツの指を傷く
- 同第四十九の者も同上にて右のスケーペン不詳に數點の小創を得る
- 同第五十の者も右腕を碎らる
- 同第五十一の者も碎片にて左腕を傷く
- 同第五十二の者も同上にて左踝を傷く
- 同第五十三の者も同上にて兩腕を破らる
- 同第五十四の者も右腕を碎き右股を傷く
- 同第五十五の者も碎片にて脚を傷く
- 同第五十六の者も碎片にて面部を傷く

- 同第五十六の者も同上にて脚を傷く
 - 同第五十八の者も同上
 - 同第五十九の者も同上にて腕を傷く
 - 同第六十の者も同上にて面部を傷く
 - 同第六十一の者も左腕の關節を損す
 - 同第六十二の者も右手の大指を傷く
 - 同第六十三の者も右腕より薄手を得る
- ダローダ井より共會社の開放

於横濱千八百六十三年第八月廿六日 我文久三年七月十三日以下效之

日本別紙新聞

一 不利太尼亞海軍船帮鹿兒島ニ於て戰爭之最委細なる事情を記し近日出港之傳信船ニ託して之を四遠ニ達せんと欲し依る他の商用新聞開板ニ

- 三日遅引され共我等之罪も非也
- 一不利太尼亞海軍總督「クーパー」は天候に變し暴風相起る際も當て不意に敵砲之連射を受ると雖共聊驚動之意なく整々堂々之勢を張り一戰大功を奏することハ亦之を撰擧したる女王政府之大幸たりと謂ツべし而も又水士水夫等之惣督に於るを見るも之を愛敬シ之を畏服すること至れりと言ふし亦以て惣督之人となりを知るも足る
- 一海軍船帮及ヒ英公使と其屬官之諸士を乗せて六月二十二日鹿兒島に趨く之途中日向灘に於て上海より來りし蒸氣商船壹只を見る
- 一七月八日「コモロラント」船隻に係るの新聞を得て後十一時を經て其戰爭を公せんと我等既に周旋し其大意を記す同日之を開板す
- 一右海軍一帮六月二十七日午下繁華なる鹿兒島港に入津海岸に凡そ三里餘隔て南方に碇泊せしこと等を後ニ細記す又港内之針路等圖中に詳なり

- 一海岸にハ數艘之日本船と四五艘之琉球船を繋く英國船帮ハ其朝辰刻碇泊之後薩州に四五人之士官小船に乘來り何國か之船何用ありて來るやを尋問す
- 一英國公使が大事件を日本文或ハ和蘭及英文等にて記したる書翰を此士官等に託し國守又ハ鹿兒島之長官に贈る其決答ハ同廿九日未之上刻を以て限となす
- 一同未中刻副使と號し一士官衛卒四人を率ヒテ惣督船に來る然るもたしあならぬ右士官衛卒に指揮し其に歸る之レ如何なることニや俄に事之變ること有りやと疑ふ
- 同夜戌之上刻右士官再び「ブレッキ」船に來りて薩州長官か之日本文にて記し英公使へ贈る書翰を出す
- 一其書翰を翻譯し後又英公使存意を述べんと欲する故に和戰之事ハ明日之を談せべきと答へり其返翰之意英國之主意に違フと雖共甚し理ある

を以て又明朝之レニ再答せんと依て明朝再來をべし若來らむんハ兵端を開く之旨を告ぐ

一今薩州之答書を寫し以て諸君ニ示さんとす

一左之諸條只風説を記するのみニ未ダ其證を得ず依て諸君一見之後火中を請ふ

一此海軍一帮鹿兒島港ニ至る前英國ハ嘗て望む事件ニ付江戸政府ハ薩州へ告命なしと言

一償金之條ニ付てハ江戸之宰相と談決せされハ彼れ此條を決し難し依て薩之長官江戸政府ニ赴くべし

一東海道ニ於てリチャルトソンを殺害せしことハ島津三郎之指揮せしことニ非ず又日本ニ於て故なく他之人を殺すものハ之を死刑ニ行ふ又薩公其殺害せし人を捕へんと探索するト雖共遠く穩れて其居處を知らず一若し薩州ニ於て外國人を欺らん心あらハ他之罪人を出してリチャルト

ソンヲ切害人と稱し總督之手ニ渡すとも其信偽を知るへあらされとも彼ニ於ても後日詐偽之露ハれんことを怖れて斯くハ爲さざりし

一外國人と大君との約條ハ彼レ大ニ不快とせり如何となれハ東照宮之遺法ニ反されハ也

一 大君外國人と和親貿易することハ日本之政府ニ背ケり則外國人等日本列侯之通路を妨ぐることを許せしハ是 大君一大難事たるべし若し如斯セハ日本諸侯其領國ニ往來すること能わさるべし又リチャルトソンを襲撃せしハ日本國律ニ反せざる也故ニ薩州之不直と云へあらは之レニ依て彼レ何んぞ英國ハ之ケ條ニ服從せんや

一前ニ述る所之ものハ薩州ハ回答ノ最も重大なる事件之大意ニ我等之傳聞せし所なり

一薩港大船八隻之内三個之蒸氣船ハ外國之造製ニかゝる之レニ數種之積荷あり其儘之を焼く○火藥庫數ヶ處を焼き及び砲臺數ヶ所を撃破す○

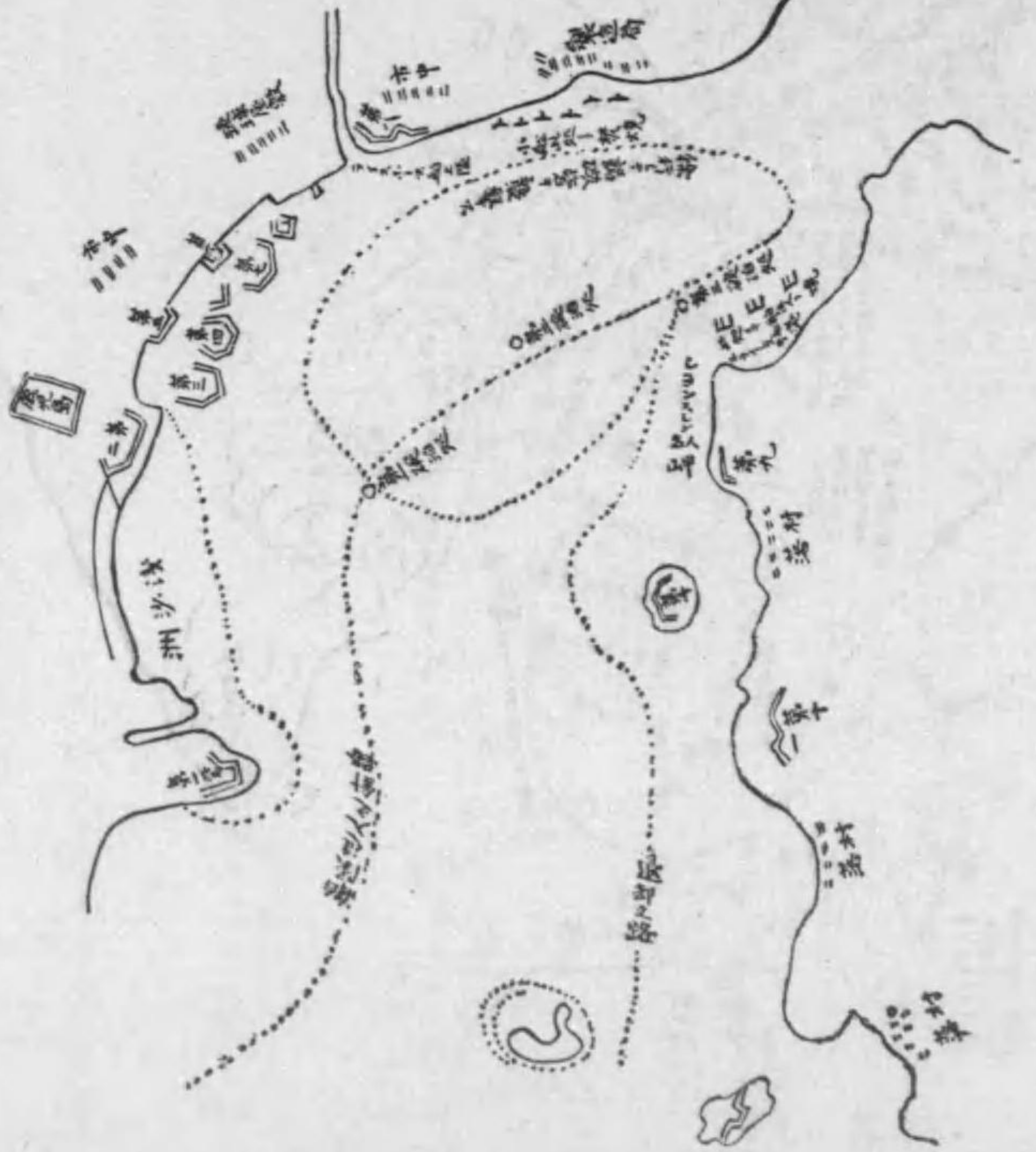
鹿兒島城及び市中或ハ製鐵場を焼く
 一砲臺中及び數所之死人と傷を負ふ者其數を知らず又材器之損失是レニ
 從ふ

一ブリツキ船ニ至る薩之長官告げしニ我國主總督及び公使其他諸高官を
 城中ニ誘引し彼之地ニ於て此事件を談判せしむべきを云へ共英國諸官背て
 行の儀

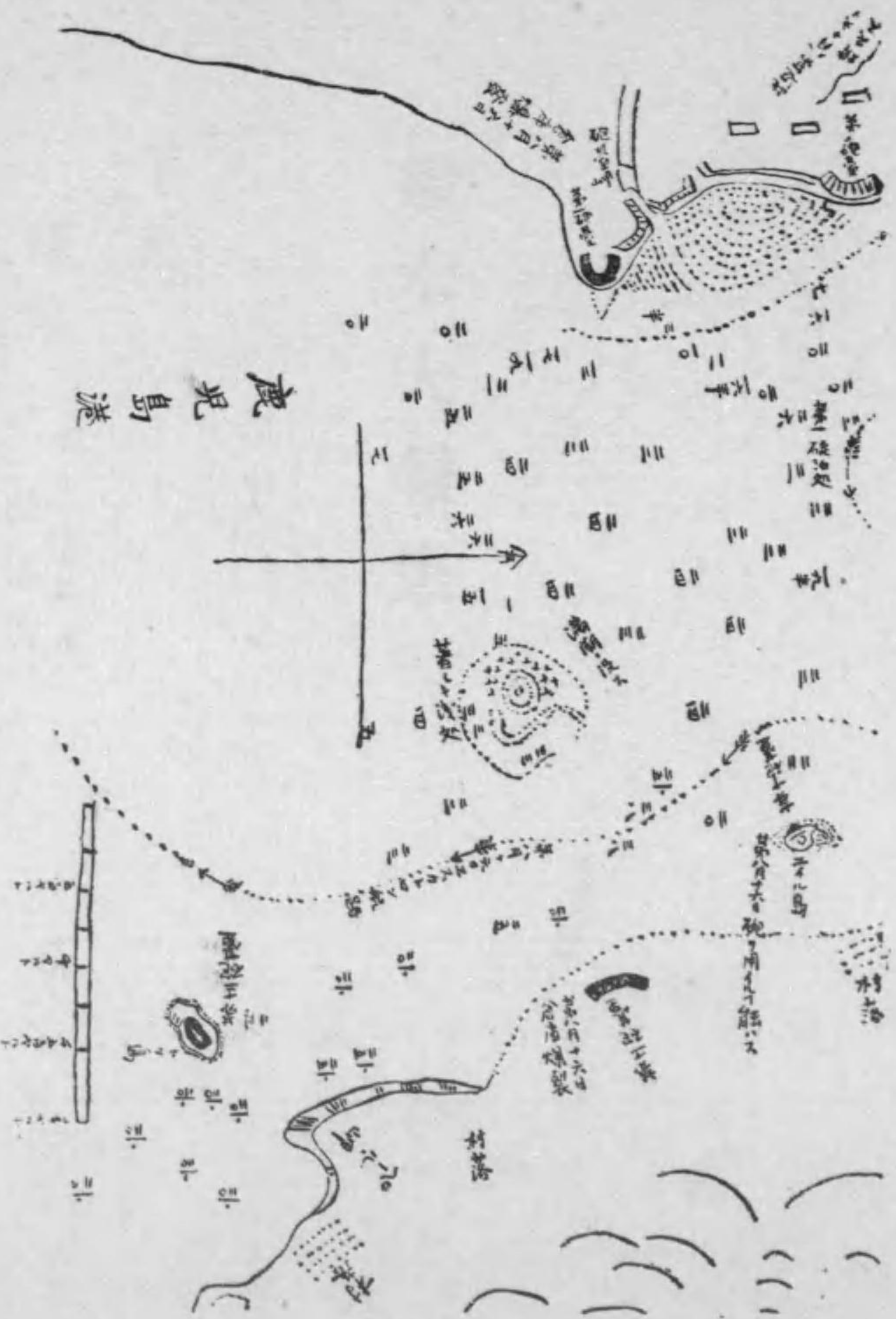
一前條ハ英國之諸官を誘引して或ハ縲綫ニ繫き或ハ刃ヲントスルノ策なら
 ん

一下ニ記載せる右船帮中ニ有りし知音之人を得たるユライリス船之大な
 る長官「ハークル」ノ手記せる戰場圖を以て此諸條之不足を見るへし

薩州鹿兒島、本國、英艦、放射セリ圖
 一千八百五十五年正月十三日、相見
 和名、七月二日、在午



余薩州を出たる圖も或人の取りたる三四通り一見したれ共英人
 な書圖を以ては測量の誤りあり此圖即英人之圖を寫し置ぬ此へ深淺
 入れたるも此も寫したれ共何人に借し候を忘却せり



鈴木大雜集二十

四百六十八

鈴木大雜集

廿一

丁集

雜集

文久癸亥五
鈴木大

共八册廿一

文久三年亥

御使番牧野左近村上求馬九州邊形勢見分中根一之丞長州の御使七月十日朝陽丸蒸氣船乗組廿日紀州海の淡路乗入候所是は御咄した其儘取候間共思召にて御覽可被下淡海國稿田松帆崎砲臺を放發致し候何レも驚き何事あらんと乍存相進候處十發余放發其内貳發乗船に接近候得共五間程前にて彈丸水中に落入着彈無之御船損シ無之則停船之上御小人目付を以砲臺番所の端舟を差出し役人召寄候所兩人罷越候間趣意相糺候所御内勅を奉し異船見掛候得者掃攘候様淡路守申候旨申述候を今壹人傍を取消し全松帆崎臺場を大砲打試候折柄御船とも不辨遠方故見誤不行届恐入候旨申聞候に付其臺場詰重役之者と逢申る旨申聞候所目付之者一番之重役之由に付則目付呼寄候所全く稽古打を相違無之不調法之段申立候間御國旗相立候御船ハ勿論縦令異船たり共攘夷之日限幕府より不被仰出内者卒忽之義無之様領海に精々可被申付旨申聞此度之義者自分共

之上に開濟可申候乍去幕府にハ委細申上候段申聞御徒目付迄誤證文
取之尤此儀ハ一味有之事に其節向國播州に勅使參り居被申候故全
くハ夫に對し發砲可有之と致推察候其地出帆廿二日豊前國中津迄罷越
候所同國小倉領田浦村者長州の理不盡に築立候臺場に砲發相發し長
州領にても令砲相發し不易様子に付中津沖碇泊此度小倉家臣河野四
郎柳生某郷導に乘組居候所の上陸先達る小倉の案内致置可申旨に
出崎と申處迄迎船申遣候所早速庄屋船に參り兩人爲乗移候所庄屋中
候に者此邊も長州之侍周旋致居候故見付候者大事に及ふへく旨聞候
間乘戻し見合申候然る所右庄屋乘戻し候を長州勢召捕拷問に掛苦痛之
余り實を以る告候に付此舟中に小倉之士兩人乘込候を長州に承知い
たし乍去とみ迄も兩人乘組居候義ハ秘し申くれ候様兩人より申聞候間
水夫に至る迄も其心得申聞置然る所長州の松平半六今壹人端舟に罷
越申聞候者長州にハ御國旗ハ當に致し不申是迄ハ異人共偽て御旗を

建乘通り候義儘有之候間異國形之船と見請候へハ打拂可申旨申聞候に
付我々共幕府之命を奉し九州邊を見分小倉領迄罷越候間右に付る者只
今浦々に觸を申達卒忽之舉動無之様論し申候積幸之儀に付其許に相頼
申候間宜敷相通し吳候様申聞候所委細承知仕乍去長州持砲臺に即時に
申通候事にハ參り兼候間今日ハ御碇泊被下候様申述罷歸候翌廿三日松
永半六罷越夫々に申通候間船致し候に宜敷旨に付則長海に乘入候所夫
々之砲臺玉込致し奉勅攘夷之旗を翻し汗馬に策を打中に六具を帶し白
刃を振廻し恰戰場之體に砲臺を數發打出し最早進候も打れ退候て
も打れ候事故寧ろ打れ候得者進るいさきよく死可申と申合進帆致候所
甲板上に彈丸飛來り一同不思議伏致し候漸下關近碇泊番所に御小人目
付差遣候所白刃を以取卷一言之相違有之候得者害し可申勢左近求馬義
者九州見分一之丞義ハ大膳大夫殿へ御使罷越候段松永半六を以申達候
所返般宜敷旨に付罷越候所意外之段申述候へハ長州にてハ御國旗ハ當

に致し不申候是迄も異人に被欺候由杯申聞且又大膳大夫當時萩に者不罷在防州山口に浴湯罷在候間往返三日ハ相掛り可申に付其内御逗留被下候杯尤警固船差出候旨に有小船百艘近く差出且又士分兩人參り總裁逢申度旨に付左近求馬致面會候所幕府にて攘夷之期限被仰出候哉杯ハ關係不致事共申聞候間相應挨拶終にハ小倉之士乗込居不申哉と相尋候間我等一向不存趣申放し引取候跡より五六人程追々代るく御船拜見と稱し蒸氣管之中迄も這入候全く小倉之士を探索と被存候間兩人を水夫之體に變し舟底の火藥倉に爲忍候此火藥倉ハ晝も眞黒に有燈灯無之有者奥之方ハ不見得候火藥に燈灯禁物故其所迄ハ這入不申然る所御小人目付番所を罷歸り候跡を五六拾人白刃を振り乗船いたし警固之よし相唱候間船中にも百人余も乗組有之候間警固に不及旨申斷候所夫ハ私共思召に不叶故と奉存候左候得者御戮被下候様申聞候間何も各方を誅戮致筋無之旨申述候所私共此船を去候得者如何様亂暴人討入候も難計

左候得者迎主人大膳大夫落度に無之段申斷但亂暴人討入候者も手段有之と致推察候輕蔑傲慢無所不至將軍と申者ハ無之幕府々々と申傲慢之族ハ幕と而已申候此節正親町少將呼寄何事も勅命を鳴らし居此方を手出し致候へ者違勅朝敵と唱へ幕府迄も其罪に追ハせ候手段と見透候間堪忍致し居候得共何小倉の士を見付り左近求馬之目前に被居候者最早夫迄之事故其節當敵を討放し返せ及に有自殺候より外無之と苦心致覺悟極罷在候所小倉之士申候者有た様迄ク様之處を御郷導申上誠恐入候私共出國之砌ハ中々斯迄形勢も無之實に大變致居候且私共見付り候者一大事に可及死を惜み有た様は御難義相掛り候者主人にも申譯無之候間自殺可仕旨申聞色々相諭切羽詰り候所迄ハ何程も同前ニ相忍可申旨申聞候所有た様方ハ九州之形勢皇國重大之事件に關係致し候所を言上被成候御役に有之故幾重にも御忍可然申聞私共逆も不可免とて書置等致し廿四日晝頃自殺いたし候廿六日八時頃に至

り御小人目付兩人を長州番所に差遣し約束之通り期限ニ付催促申遣候所只今防州も申越是々可申上處幸ニ付則申上候一之丞様大膳大夫御應接可仕間御上陸可被下候左近様求馬様者端舟ニる小倉迄御送り可申上旨挨拶有之候夫迄ニ長州犯暴之徒申聞候ハ大膳大夫軍艦無之候間朝陽丸拜借仕度旨申談候ニ付御船之義ハ御軍艦奉行職掌ニ付此方存寄取計ハ出來不申右様ニも被存候得者大膳大夫殿ハ公邊ニ被相願候共拙者共ニ於てハ有無之返事難及旨相拒申候實ハ右三日逗留中碇を切蒸氣熾ヨして馳抜可申をも致相談候得共引島之間兩岸漸六町計ニる其出淵之砲臺別ニ嚴重ニ有之且又其邊船掛り之商船等怪我有之候ても不宜迎爲立退候る乗出し候得者被打可申也も乗拔候事出來申間敷無據端舟ニる小倉々上陸いたし七日之間逗留いたし一之丞死生存亡如何哉と存候得共長防ニハ細ノ誤ナラン網作一切入不申候間様子今日迄も分り不申候長州海岸凡三千人程相詰何れも召抱之浪人者又者血氣之若者狂暴無此上近國迄も我

物カ務之如く存居候士分凡八萬人農兵迄入候得者拾萬人余何をもケエル一挺玉藥相渡行届居候よし藝州ニ者 内勅を奉し長州に加勢致し候得者小倉の者援兵不差出候旨申居候小倉領内裏邊海付久留米ハ船付借地夫の砲臺取立相守居申候尤同服腹カ之所以有之其譯者先年久留米ニる藩士中天保學をふし候者禁錮せられ天保學と申ハ天保度水府公會津氏新之學を尊奉始ハ正學ふれとも今ニ至リては暴端疇學ニ相成候よし右之者共を長州之取持ニる 勅諭にて大赦を行へ差許候所被 仰出候間禁錮相解候故全長州之御蔭と申居候其天保學之者共多分右之砲臺場ニ罷在候趣三日小倉領發し候所朝陽丸御船へ立戻り候事ニハ參り不申候夫ハ筑前を過候所國外をニ黒田播磨立花山城馬上にて罷出心中を申聞ニハ京都より何事も輕卒 勅命也与被 仰出候ハ天下者治り不申候小倉領田浦ニ罷在候長州勢追拂候譯も無之候得共長州ニるハ手出し致候へハ違 勅朝敵と名を遣れ申候手術ニ候故渠ハ術中ハ陥入可申其所ハ能々小倉にも申諭し置候第一京都を清メ公武之御間を和順ニ不

致候てハ割據分裂之勢堅まり可申候 勅諭も決る一々天子之勅當ニハ有之間敷中途ニ有る事を執者有之聰明を蔽ひ候事故細川家与申合同道ニて下野守公武之御間を周旋仕候手順御坐候細川家者無二之御忠節關ケ原以來三百年之御厚恩報し候者此時ニ有与存候夫ニ付るも攘夷之期限ハ未被仰出無之哉申聞候ニ付中々決る期限被 仰付者出来申間敷被申聞候然シ兩家上京之義ハ長州ニてハ悦び申間敷多分相障可申与被存候長州を不過候る者上京難致海路を乗候ハ長州を^{畏カ}候様ニ有殘念ニ候處何与致し候て可然候哉与日夜苦心罷在候斯申立花山城も供仕候事ニ御坐候上京之上若側を清候得者不攻して長州ハ破可申此段言上相願候旨申聞相分れ申候九州ニ有ハ右兩家柳川宇和島中津小倉無二之御忠節御坐候熊本ハ士分拾貳万人農兵入候る貳拾萬人与申細川御味方故頼母敷奉存候肥前者兩端を持申候久留米天保學之族ハ攘夷說上之所ハ不計候薩州ハ頑愚ニハ候得共長州淵藪之徒与違ひ主人思の議ニ付却る取扱出来

可申候此度も英國和義を入候心組之趣相聞申候夫ハ長州^{綱カ}領臺ニく服部長門守の申談薩藩重役拜借之蟠龍丸御船幸ひ江戸に歸り候ニ付乗組候所漸長廿五間ニ有甚狭^{人脱カ}數半分殘候出帆廿日夜ニ入歸着廿一日朝未明稻葉兵部少輔殿の推集^{参カ}追々以宿次を言上之通り荒増を申上奉使無狀罪恐入候間登 城差扣可申哉と相伺候所無構出仕候様被仰聞候間則登^{城脱カ}致候所八時 御座之間に被召出將軍家御始一ツ橋公閣參有司車坐ニ有防長筑海岸圖を開き前條之趣申上候内一ツ橋公御歎息被成候御様子も有之閣參中ニも愕然たる御様子も相見得一體長州ニ有攘夷相始申候者者毛利家股肱八家之内益田彈正^{千石}三 主家を覆さん巧ミ有之ヲ續し小倉を横領せん巧ミ有之趣右彈正防長を威厭^威致し居萩候ハ尋常之人ニ有隱居同様山口ニ遁れ居世子公ハ只血氣之勇ニ有早く七家内ニも不同意之者有之候得共異存申候と寢首をるき申候位之仕合故誰も口を閉して不申出中々一心与申譯ニ者無之吉川杯者一切不携只用金六万兩差出候

趣彈正固服同復カにて國司信濃与申者攘夷惣奉行其下ニ四人尙又有之赤座寛
 人与申者ハ還俗者未たいる栗頭ニ有之外三人ハ名被 仰候得共終失念
 其者者若者又者浪人等を懐け種々の謀計を廻し候事ニ御坐候右等聊も
 不憚朋友之説話の如く申上候處周防守殿御取合ニ御自分何与見込有之
 哉御尋ニ付私見込之所乍恐今一度御上洛被遊京都取締御付け不遊候
 者天下四分五裂徳川家も當年一坏も御持答無覺東中々攘夷策略所ニて
 ハ無之候自然御上洛被遊兼候得ハ三親藩之御内より御取締ニ御出被成
 よしや關白殿下たり共關東之御判物御戴ニ御妻子を養ひの義ニ御坐
 候得者御所置之出來ぬと申事ハ有之間敷其源を清めましてハ其清む末説カへ
 き謂を無御坐候且京都の精兵と申者ハ國々ニあるも餘り候者をまじ京都
 へ差出し候宜と申て差出候故或ハ周旋士与馴合害を成候事ニある多く御
 爲ニハ相成間敷候周防守殿ニ向ひ尾州公御上坂御坐候哉相伺候所御病
 氣ニ御斷之旨被仰聞八時ハ薄暮迄二時之間申上候所其間ニ 上様御

小用詰り候間少し待吳候様上意ニある直ニ御立被遊其跡ハ如何与御尋ね
 被遊候事故意中懇々無所着申上候實ハ長海ニある討死仕候得者今日朝陽
 丸を乗捨おめ、生延ひ不甲斐なきと人口ニあるけら申間敷候得共只
 々今日之御前ニてこの言上を仕度計死を忍ひ罷歸り候旨申上 御前を
 下り御次ニ兵部少輔殿ニ余り十分申上失言等も可有之旨恐入候旨申
 上候所聊不苦候与被 仰聞且又少し過御用御取次坪内伊豆守殿ニ委細
 申上候所御満悦被遊候旨被達候閣參方も左近求馬迫りハ致候間敷哉
 御掛念与相見へ懇々与被 仰諭候乍去おめ、と罷歸候段此後世見へ
 顔向も出来兼候間奉使無狀罪恐入不快ニ託し引込慎罷在候官ハ投打候
 心得今更屠腹ニも及申間敷且又 上意与申閣參御諭与申家ニ掛り候程
 之御咎も有間敷存居在候右之荒増を 御上ハ御序之節を以宜申上候様
 被仰聞候事

一廿一日登 城いたし候處來ル廿八日攘夷期限之今日ニも被 仰出候哉
 之下説有之右ニあるハ立花山城とつゝい候口与違且亦兩家周旋之手筈也

違申候間直様田沼玄蕃頭殿が相伺候處今日決る出申間敷と被仰聞諸
 有司開鎖之論區々にて今日我等之言上聞未と 徳川家御運不盡候所与
 立派之有司中手を合拜まぬ計の悦ひ申者有之又攘夷説之者ハ不平を鳴
 らし候者も有之乍去京都が最早 徳川家ハ頼ミニ不被 思召候間島津
 三郎を先手致し其他 勅命尊奉之者を率ひ 天子御親征 思召會津京
 都之守護も早々引拂候様被仰達候よし申遣候旨にて津公 天子の袂ニ
 もあり今一應關東に申遣候旨 禁裏附罷下り最早切迫之勢不得止放發
 可相成一聲相發候得者土崩れ瓦解江都百萬之生靈魚肉与成可申不可挽
 回時ニ御坐候

長州侯届之寫

御使番中根一之允様御小人目付鈴木八五郎共上下九人大膳大夫領内津
 方と申所へ御逗留之處去ル十九日夜何者共不知旅宿へ立入八五郎并一

之允様御徒之者二人及殺害去退ニ付召捕方等手配申付置一ト先ッ御歸
 府御急キニ付丸尾崎と申船場が飛船仕立同廿一日御出立ニ相成申候左
 候て八五郎方死骸之義一之允様御指圖ニ依て御預置申候此段先御届申
 上候大膳大夫申付越候以上

松平大膳大夫内

九月十一日

遠藤大治郎

八月二十八日松平修理大夫家來指出候書付
 乍恐口上手扣

近來京師之形勢以之外混亂終ニハ 皇國之御存亡ニも可相係御大事之
 場合ニ付細川越中守様松平下野守様有馬中務大輔様ト申合一同上京仕
 度談合相成居折柄越前侯が御使者を以同様被仰遣三郎ニも彌其決心
 罷在候得共遠路急速ニ上京難相整殊ニ當分不穩時世柄旅裝等も其用
 意不仕候てハ不叶義ニ御坐候間 公邊御 護之蒸氣船三艘拜借被仰付

度旨於御當地私共奉願上候様急飛脚を以る申越候然る所去ル十七日
 京師一變ニ付一ト先鎮靜之由被相伺如何共此後之所彌以御大切之時勢
 天下興廢之大機會与可奉申 至尊ニも日夜被廻綱力宸襟正議之堂上方別
 て被爲在御心配候段在京同藩共々細々申來候就てハ自分 公邊御所置
 之向可被爲在ハ勿論ニ御坐候得共右通列藩合體熟談ニも相成居候上者
 旁以好機會与奉存候ニ付何卒御船拜借之義國元々願越候通御免被 仰
 付被下度奉願上候左様御坐候ハ、三郎義迅速上京諸藩會合之手筈周旋
 仕候ハ、第一 公武御一和之基ニも相成至當之御大策御建立之助勢ニ
 も可相成歟ト乍恐奉愚存候此段口上手扣を以る奉言上候

亥八月廿八日

覺

御附札

當節御修覆中之御軍艦も有之數多ニ付願之通ニハ難相整順動丸鯉合

門合二艘乗組士官共拜借被 仰付候て可有之候尤此度雅樂頭右御軍
 艦にて上京致候間着坂上陸相濟候上直ニ薩州表に相廻候筈ニ付得其
 意御軍艦奉行申談候様可仕候尤方今京師不容易形勢ニ有之候間急速
 上京候様可仕候事

松平大膳大夫指出候書付

先船私領海ニ於て異船及打拂候趣ニ付中根一之丞殿被指下候處封書を
 以る御尋之趣一應之御答書一之丞殿に相渡候所猶又今度御尋之廉々に
 當り取調之上別紙御答申上候間程能御聞取被成下候様奉願候以上

八月廿四日

松平大膳大夫

別紙

覺

一去ル五月十日夜亞船に發砲致し剩翌朝ニ至り小倉領ニ楠葉村之内石濱

同様打込候事

此段外夷拒絕期限五月十日ト御受相濟候段 朝廷より被 仰聞候ニ
付兼右期限者夷船と見受候ハ、不及應接打拂候様及觸沙汰置候
依る出張之家來も十日之夜國柄者不辨候得共夷船と見受候ニ付數發
及砲擊翌朝ニ至り込箇有之海上に向打放致候所小倉領之内に落候由
後日ニ至り承り候事

一外夷拒絕之義談判決定不相成候已前襲來候ニも無之船に安發等致候事
此段談判にてハ拒絕之驗不相立ハ拒絕与ハ難申候談判者拒絕前ニ有
之事与相考期限よりハ國賊与心得居候且夷情難計通行襲來何れニも
差別可相立哉出張之面々兼々之沙汰筋を守り一同奮發候て事ニ及候
ニ付更ニ妄動トハ考不申候事

一去月十一日相達置候趣も有之候所狠ニ他領に人數武器等持越候上不法
之所業ニ及候由却て御委任之 公邊を不憚候始末 朝廷に對し奉り如

何之心得ニ候哉廉々可申立候事

此段小倉應接無之故全以戰勢を失候ニ付攘夷之 叡旨立兼奉對 朝
廷深恐入候義ニ付前廉及挨拶置人數指越候得ハ不法之所業与ハ一圓
考不申候事

右之通御答書差出し外ニ別紙有之左ニ寫す

別紙

小倉領に人數立入候者共早々引拂候様申付候人數渡海仕候趣ニ付てハ
別紙を以る申上候旁之趣被聞合届候様奉願候以上

八月廿四日

松平大膳大夫

佐久間修理書狀之寫

前略某も舊臘除夕夕刻ニ及從 公義御答御免被 仰付難有奉存候未嚴
謹御宥免も無之以前ハ土州長州兩藩ハ某をハ招度と申義有之既ニ容堂

公ハ寡君迄御直書持參之御内使を以被 仰入候次第ニて役人共之内
ニハ寡君へ申勸め貸し被遣候様目論見候者も多候所有志之者ハ此切迫
之時節有用之者を他藩ふ出し候義ハあるまじき筋とて數十輩連署之上
書杯いたし候者も有之重役共へも多勢推參手強ニ申論し候等之混雜有
之某致出勤居候ハ嫌疑之際甚不都合之義も御坐候ニ付軽く籠居親戚
故舊門下之者と雖對面を斷候事杯も候て御他藩へ之文通ハ何分いたし
兼候模様御疎遠ニ乍存打過候然ハ其事近日御用之筋有之 天朝ハ可被
爲召哉之旨傳奏飛鳥井家ハ在京之留主居迄 御沙汰有之候て其段先相
心得候様重役共ハ相違候主人家ハ早速 江府へも申上候趣然る所普
天之下率土之濱王土王臣ニあらさるとなきの大義も候得ハ主人家ニ於
も御請申上候外無之又某とても草茅同様之陪臣の身を以て 聖天子之
徵命を辱ふし奉り候事一身の冥加ニ叶ひ候ハ申迄も無之主人家迄の美
目共存候彌徵命下り候上ハ速ニ上京もいたし度心得ニ御坐候但某ハか

ねくの所見尙此節と雖禍を轉して福とかし敗を反して功と成をへき
策のなきふしもあらば候得共其根據ある所時論にも相違之義京地も此
節邪正混淆之中むさと單身ニて難罷出主人家へ合力を申請ひ戒心衛身
之用意をもいたし途ニ上り候心得ニ御坐候右之次第ニて來月中にも
徵命下候得ハ此節柄少しも急キ候て致出立度恪三郎ハ未だ幼年にも候
故召連候も不用ニ付文武修行之爲他へ相託し妻ハ江府里方へ預け宅を
ハ取片付發足可致と心組候依る——其後之御動靜拜問舊臘の賜拜謝旁
如斯御坐候尊大人へも乍憚宜敷御報聲可被下候倍冷氣折角御保愛所祈
ニ御坐候以上

八月廿五日

啓拜

——賢友御下

猶々近詩一首錄往尊大人へ御覽ニ入らせ可被下候

神州 皇極崇民德古今同借問權謀雜何如義隆深修辭命待莫恤梯航通

切願明 王道遠傳蕩々風

亥九月中

細川侯家中へ示候書付之寫

天朝 幕府ニ 御忠節を被盡天下之事至當ニ歸候様被遊御取扱候義從來之御本意にて既ニ 御滯京中 公武眞之御一和眞之御委任ニ至不申候てハ萬般之混雜此筋より釀成候間右ハ基本被爲在度 御双方へ被仰立候得共今以凡之御政道先々二筋ニ相成各國之人心日を追ふ致紛亂益切迫之事體ニ及候ニ付てハ彌以右之御主意實地ニ不被爲在御周旋候てハ難相成依之 天朝ニも 幕府ニても不可然御處置筋無御遠慮被遊御諫論候義勿論にて時宜次第御登京御出府も被爲在皇國之ため御丹誠を可被抽被遊御決心候ニ付其趣を以先御隣國諸侯方へ被 仰合御同心ニ候ハ、共ニ御力を被爲盡候 御覺悟ニ候事

松平修理大夫差出書付

周防守

當四月中より追々奉願候

御金藏金七萬兩拜借之義當時節柄御多端之折柄御催促も申上兼候得共今般國許城下ハ英國軍艦渡來不得止時機合ニ及戰爭候段ハ追々御内洩申カ上候通り内實國損も不少依る此以後又々渡來者案中御坐候間寸暇も無油斷彌諸手當向十倍嚴重仕置不申候者彌御國威此カ汚カ候様之義致出來候者不容易義ニ付万端指揮最中之折柄此節依 勅命俄ニ三郎上京仕候ニ付る者御船拜借も被 仰付候義ニ御坐候得共方今世上不穩形勢ニ付無據大勢之守衛方等も召列右之内ニ者重立候ものも多人數御坐候得者從者旁ニ至迄右御船而已ニ出京茂出來兼候追々前後ニ陸路差立候次第ニ難盡筆上莫大之入價ニ相及候義ニ御坐候得共此節之義者不一方此カ柄且急速之事故無此カ成方計を以用意仕候義ニ御坐候得共跡補者勿論近年災殃之入價打續候上昨年來度々之上京等ニ臨機之失賣費カ

不少頓ゝ十計盡果必至と及切迫極々致難澁當惑仕居申候間何卒右考之跡且追々御内聽申上候次第等深御憐察被成下候御厚許を以急速奉願候通無御減少拜借被 仰付被下度猶又奉再願候此段申上候已上

松平修理大夫内

家老代勝手方用人

岩下佐左衛門印

留守居

岩本太左衛門印

金方役

橋本次郎左衛門印

九月廿三日

藤堂侯上書

今般和州五條表に於く及亂妨候諸浪士共追討之義奉蒙 勅命速に人數差出去ル七日に者兼て御届申上候通和田井に大日川に攻寄其後も先手

之者に於てハ種々軍議を盡しけるに為再ひ追討を加に最早退治仕候も難計候得共先日召捕候澁谷伊豫作存込得と相調候所元來見込ハ致相違候得共 尊王攘夷之義に於てハ擲身命飽迄存居候事故真に亂臣賊子にも無之と奉存候殊に今般攘夷之義更に被 仰出帥宮別使被為蒙 仰候間此度社於關東に違背も有之間敷尤左候時ハ 皇國勇敢之士を養置度候折柄彼を一時に打潰候者如何にも無慚之事と奉存候間矢張鎮撫之御沙汰に相成候様願候所彌鎮撫之御決定相成候て浪士共急々被 仰諭夫々生國に引取候様を相成其上に領主地頭は是非曲直相糺候様被 仰付候者如何可有之候哉追討任を蒙り候所斯之義申上候者深奉恐入候得共前條にも如申上候彌攘夷機會に臨み人民を損し其上畿内之地に而干戈を動し候義無勿體次第旁 皇國之御爲と奉存候間不願恐奉申上候事に御坐候乍去前條之通り先地ハ遠隔事故彼是通屈も隙取れ且者先鋒之者共者一途に奉 勅命其上先日勝利も有之事故勢乘し追々進撃

可致必定之事故此義尤ニ被 思召候ハ、速ニ御施行有之候様吳々も奉願候以上

九月

藤堂和泉守

九月十八日遠江守殿より三奉行大目付外國奉行御目付ニ爲心得御下ケ書付

今般 叙慮之趣御書取別紙寫之通傳衆方御廻達御坐候然所當朔日二條様の家來之者被召呼今般勤 王之諸藩不待 幕府之示命速ニ掃攘可致旨 叙慮之趣 御沙汰之處重る待 幕府之示命速ニ掃攘之 御沙汰ニ相成候旨御達御坐候右者縁邊之御廉より御演述可被成様ニとの御事ニ付彼方様より御達之旨被 仰渡候此段御届申上候已上

加賀中納言内

九月

太田甚右衛門

別紙略ス

亥六月廿五日

松平肥後守へ被下候 御沙汰書

大樹東下以後關東之形勢如何と 御不安心ニ被 思召候間事情懇察曲ニ可有言上且攘夷之義 叙慮貫徹候様可致周旋 御沙汰之事 右ニ付肥後守代り小栗長門守罷下候事之由

七月十二日薩州へ御褒書

當月二日英船渡來之處無二念及掃攘候段 叙感不斜候彌以勉強有之皇國之武威を海外ニ可輝様 御沙汰被爲在候事 同日被 仰渡

夷賊之義ハ雖爲小醜一般之人心關係候ふ付此節御親征之義御用も被爲
在候就るハ去春以來忠誠を御依頼被爲遊候義ニ候間急々上京候様 御
沙汰之事

亥七月十五日蝟藥師圖子角辨才天之表ニ張紙有之左之通
攘夷御決詔ニ相成既ニ於長州兵端相開き候處傍觀ニ打過候藩も有之趣
奉惱 宸襟實以奉恐入候幕府ニ有之狐狸役人等之虚言ふ陷入候者
叡慮貫徹仕候事不相成依之 勅達之諸藩并 勅命を不用交易いたし万
民難澁爲致候役人等を罰し且百姓町人共之内交易盛ニいたし國體四民
ニ爲拘程之國寶を數多外夷ニ送り打拂被仰渡候を乍相辨交易ニ諸品を
持運ひ惡心言語ニ絶し不屈之至首を切肉を喰ふても尙足らば子孫ニ至
迄攘夷血祭ニ加天誅夷艦砲燒之先陣彼等之家藏諸道具者燒拂金銀出陣
之軍用金ニ致し早々兵端之地ニ向ひあむ 天津神國津神世々嬉敷思召

恐多くも長く奉惱 宸襟萬民難澁爲致候ニ付其萬分之一を謝し可申者
也早々盡忠報國義士用意可有之もの也

七月

第一惡心之者共打寄世上之人氣を立無益之米相場ニ相拂候事米屋油屋
糸紙銅太物之外品々紺屋形ニ至迄交易ニ掛り候者洛中ニ三拾三軒洛外
ニ八軒余ゆるは所ニ非は

亥七月廿四日朝三條橋詰御高札場へ梟首有之前ニ札下ケ有之其文

吟三郎 彦太郎 兵衛敷

市次郎 庄兵衛

當夜不居合候ニ付追ゐ可加天誅者也

三條通東洞院西へ入町

丁子屋 吟三郎

室町通姉小路下ル

布屋彦兵衛

同居同人父

市次郎

佛光寺通高倉西へ入町

八幡屋卯兵衛

よしや町一條下ル

大和屋庄兵衛

此者儀近年幕府私ニ交易を相許候已來盡利潤を貪らんとして銅錢蠟燭
緋糸油鹽を始其外有用之諸品買し先横濱長崎等ニ積下し夷賊共ニ相渡
候ニ付物價騰貴し万民困窮ニ堪へば甚々敷ニ至り候者流離飢渴ニ及
候もの不少實ニ不便之至与人心忍さる事ニ候畢竟幕府惡政之致所与ハ
乍申我 大御國之民与生れ來り 御國恩萬々之一を奉報心をも無之而
已からば恐多くも上之御主意ニ相背禽獸ニもおとる幕府之奸吏夷賊等
を率ひ我國民を賊害いたし候段言語同斷不屈至極ニ付天下億兆ニ替り
加誅戮令梟首もの也

亥七月廿三日

右之外大坂長崎宇治岐阜飯田長濱西國東國奸商共一々取調三族を滅し
向後交易いたし候者之根を絶し候もの也
右之者共より金子借用仕候者ハ一切返済ニ不及候自然町奉行共カ取立
候ハ、早々賊吏姓名を相記し三條四條等之橋上ニ張紙を以る可願出
の也

一七月廿六日曉三條高札之端ニ首く、リ下ケ有之左之通り之張紙有之

大藤 幽 叟

此者奸吏板倉周防水野和泉等ニ與し其許狀を受砲臺築造を名とし富商
へ立入大金を貪候罪不輕依之加天誅者也

亥七月

一同廿七日曉八ッ時過より高臺寺燒亡中四條御旅へ左之通り建札有之

高臺寺奸僧共朝敵松平春嶽寄宿差許シ候段不届至極ニ付放神火燒候畢
向後右様之者於有之者可處同罪モの也

亥七月

右出火之前鐵砲之音二三發相聞候事近邊ニ風聞有之候

七月廿五日三條札場へ張置く

願主下人中

病中老衰

布屋市次郎

井彦太郎

兩人義

是迄於横濱表吳服糸等交易仕置候段深奉恐入候全く之義ハ心得違居ニ
て其地運上所御命辭被爲在御坐事をのみ存知 天恩御國恩之義不相辨
候段誠ニ悲愧至極無申譯候此度天誅之御張紙ニ恐入後悔及血涙候改心
仕候右ニ就てハ是迄交易之心組ニ持溜居候吳服糸等其餘家財ニ至迄不

殘没入被爲仰付候ハ、萬々罪滅ニ相當り可申哉と深く難有仕合奉存候
右之次第ニ被仰付候上ハ兩人主人助命被下候様御憐を以御聞濟被爲在
被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候恐惶謹言

上

此書付ハ歎願之義ニ御坐候故何卒暫之内爲張置被下候様奉願上候

一同廿九日室町姉小路町木戸へ制札の如キ板ニ張置

布屋彦太郎

申渡

下人共へ

其方共歎願之趣ニてハ彦太郎父子彌改心いたし 御國恩を奉報度旨卒
爾ニ可赦筋無之候得共尙考之上可及沙汰其旨ニ存其方共宅へ浪人體之
者罷越猥ニ金錢之無心等申込候とも決而正議之者ニ無之候間一切頓着
不致早々最寄之方へ可訴出候即刻人數さし遣召捕へき者也

亥七月廿九日

今度一橋中納言建言之義有之候ニ付上京之趣彼此飛語相聞候間意底如何可有之候哉篤と探索可被致候旨 御沙汰候事

八月

今度一橋中納言上京之義意底如何可有之哉篤と探索可仕 御沙汰之趣奉謹承候最早發途之頃合ニ奉存候間海陸道筋相分り次第早々家臣之者指下真意承り届ケ言上可仕奉存候以上

八月

松平 餘四麻呂

亥七月廿日中川宮様へ張紙之寫

御話合
大夫中様

切らミ 此封狀御主人様へ早速ニ御差出可被成候若シ及遲滯

候ハ、島田宇郷の如く可加誅戮もの也

上

謹て奉言上候尊公様御事高位ニ被爲在當御時節柄殆以精忠を御勵を
叡慮貫徹いたし候様御盡力可有御坐處却る姦吏ニ通し種々姦謀を廻し
御周旋被成候事舉る數ふるらば間攘夷ハ幕府御委任可然御親征ハ不
宜杯御拒ミ被成候様承り候彼毒を献し 寶祚を移し奉り候様相謀り候
逆賊等 皇國の御一大事御委任とハ如何之事ニ候哉逆賊之賄賂を受ケ
王政ニ災まらハ逆賊の奴隸ニ御坐候并近日島津三郎御召登之一條 中
川王および近衛殿一條殿九條殿など、姦謀を通し種々御周旋ニ承り及
候全體薩州ハ姉小路殿一條ハ御不審之者ニ候處事蹟未タ分明あらば只
世上風説且壹兩度不申旨陳謝仕候とも何之證據ハ無之外ニ罪人も出來
不申何故急々被召寄其藩人も御築地内徘徊御免相成候様御周旋御盡力
被成候右之次第にてハ四門の御守衛有も無ぶ如く是又金穀を貪り御周
旋と被察候夫金穆のため正道を捨るハ小人の志しく大臣の所爲ニあら

及此段厚御考察可被為在候爾來御改心御國威相立候様御忠勤無之に於てハ官位の重きといへとも止事得て推參可仕候誠恐誠惶謹言

七月廿日

八月廿一日祇園山門へ張紙之寫

松平肥後守

此者固陋頑愚不知遵奉推戴之大義矣欲恣凶暴然力微不能遂素志依之頼逆賊薩人之太刀蔭奉要 朝廷逞暴威不知其實為薩人所害愚亦甚矣神人共怒必可加天罰以匡天下之大刑也

義勇

八月廿一日

軍士

亥八月於京都

今度為攘夷御祈願大和國 行幸 神武帝 山陵 春日社等御拜暫御逗留 御親征軍隊被為在其上 神宮 行幸之事被 仰出候旨傳 奏衆の申聞候旨稻葉長門守殿被仰聞候に付此段相達候以上

八月十四日

瀧川播磨守

永井主水正

小堀數馬殿

石原清一郎殿

同十八日被仰出

夷狄 御親征之義に付未た其機會に無之 叡慮に候處矯 宸衷 御沙汰之趣施行と相成候段全ク 思召に不被為在候何を 御親征を可被為在候得共先此旨被 仰下候尤於攘夷 叡慮者少しも不被為替候 行幸ハ暫御延引被 仰出候

右十八日晝後堂上方へ廻狀にて御達之由

右同日

被廢參政國事御用掛寄人等稱號候事

八月十九日關東へ被 仰渡書付

六月十九日攘夷期限等之義不都合之次第非一候ニ付以小栗長門守 御沙汰之所數日否之回答不申上候ニ付幸七月廿四日松平式部大輔出勤之便伺 天氣登京之砌前件御催促被仰付候所今以因循相過如何 思召候迅速可奏攘夷成功殿重 御沙汰之事

同廿日御達左之通り

今般行幸暫御延引被 仰出候得共於攘夷ハ早可遂成功累年之 叡念ニ候依之勤 王之諸藩不待 幕府之示命速可有掃攘之由叡慮被 仰下候

事

八月廿日

此ハ部類違候得共片紙故此ニ認八月十六日也

松平余四磨

繼父贈大納言之遺志誠忠之意情深 叡感特長々滯京苦勞 思召候依之以格別 叡慮從五位下侍從推任叙被 宣下候事

八月十八日夜御達

水戸 阿州 備前 會津
薩州 上杉

右東西南北六門外監察警衛可致候
尤主人隨從人數之外可指出候

備前

桂宮警衛可心得事

同十八日夜 御所方御使番を以て御渡し書付寫貳通

御用之義候間只今早々假建へ參上有之様議奏衆被 仰渡候事

右壹通

方今形勢ニ付大藩不及申小藩之向々惣人數在京之者早々九門外へ可相詰旨 御沙汰之事

前後ふま共此ニ認メ置

七月廿五日於京都加州候へ

方今追々不容易時勢ニ付御用之義被爲在候間急速上京可有之被 仰出候事

但父子之内申合早々上京可有之候事
七月

八月廿一日御達

春來彼是違 叡慮候上攘夷 御親征之期未及到來候得共何也 御親征可被爲在候ニ付爲 御祈願大和國 行幸可被爲有 叡慮之處 御親征機會今日を不可被過旁 行幸於大和國軍議可被爲有旨屢遮る及言上矯叡旨候段不容易次第ニ 思召候依之御取調可被爲有ニ付被止參 内候得共押る參上難測且暴論之徒引率推參有之候てハ及紛亂候故九門御固被 仰付候猶又於長藩も士氣壯烈之過候方疎暴論之輩も可有之哉難計不被爲得止事堺町御門御固被 免候事ニ候然處長藩追々引退候節三條中納言以下堂上七人同伴及他國候段不憚 朝威甚如何ニ被 思食候事

同八月廿五日

豐岡大藏卿

滋野井中將

橋本少將

萬里小路 辨

烏丸侍從

右春來每度相迫言上之條々有之且今度 行幸之義進る矯 欲慮候段如何被 恩食候依之差扣被 仰出候事

東園中將

春來每度相迫言上之條々有之如何被 思召候依之差扣被 仰出候

三條西中納言

三條中納言

東久世少將

壬生修理權大夫

四條侍從

錦小路右馬頭

澤 主水正

右之輩十八日不法進退依有之被止官位候事

長門宰相 同少將

去十八日毛利讚岐守吉川監物以下家來共不束之取計有之如何被 思召

候間宰相父子へ取調被 仰付候依之暫九門内藩中之輩往來可爲無用
御沙汰候且過日 行幸御治定ニ付父子之内 上京哉之由候得共 行幸
御延引事故 上京之義可相見合追而 御沙汰可有之事
去十八日益田右衛門介方 勅使へ差出候書付貳通返却候事

八月

一留主居并添役壹兩人者滯京其餘無御用候間歸國可有之事

八月

同八月廿六日 御沙汰

是迄彼是真偽不分明之義有之候得共去十八日以後申出候義ハ眞實之
朕存意ニ候間此邊諸藩一同心得違無之様之事

右ハ於 天前在京之大名共盡ク被召呼 玉音琅々被 仰聞候其節之
諸侯并家老之名簿

松平肥後守	松平相摸守	松平淡路守
上杉彈正大弼	松平備前守	稻葉長門守
加藤出羽守	松平伊勢守	本多主膳正
分部若狹守	山内兵之介	京極佐渡守
松浦豐後守	戸田采女正	加藤山城守
横瀬山城守	肥後 一柳包五郎	中條中務大輔
<small>加州家老</small> 本多播磨守	長岡内膳	水戸殿家老
中川家老	薩州家來	久留米家來
雲州家來	加藤越中守家來	紀伊殿家來
南の家來		
以上		

一一揆蜂起之趣追々達 天聞嚴敷追討可致旨以野宮宰相中將被 仰出候

事

八月廿五日

因州阿州上杉備前等連名建白

於關東追々拒絶之談判取掛板倉周防守等ニ於ても是非共今月中ニハ横濱掃討之心得ニて大樹初備營有司評議一定仕候趣ニハ候得共兎角因循家遷延之説を起し候歟ニて有志之痛心罷在候ニ付最早此上ハ既ニ廟議も定り居候事故今一應西方之御勢援を仰居候歟ニ相聞候間監察使之義早々 御沙汰被 仰出此度之 勅使者尋常之心得ニてハ徳川家之興廢者是迄ニ相心得候様且追々攘夷遷延之義 御逆鱗不容易御摸様之邊を以監察使人體早々御取極相成候居趣兩役連名急々水戸一橋初へ 御沙汰ニ相成候様仕度薄々相聞候儀も御坐候間此段申上度候敬白

八月廿七日

慶 德
茂 詔
齊 憲
茂 政

九月十四日酒井雅樂頭急ニ發歸被 仰下書

橫濱鎖港之義過日以松平式部大輔言上之處去月十八日京師形勢ニ依テ
今以猶豫之趣ニ有之達 叡慮候間早々歸府處置可有之様 御沙汰候事

所司代方御用番へ來翰

昨十八日長州家 御所御門御警衛 御免相成候ニ付憤怒を生し已ニ接
戰ニも及候形勢ニ相見候處 勅命ニ強承いたし直ニ伏見表方御當地を
引國元へ引取候由ニ相聞候條且三條中納言殿ニも窃ニ右一同退去被致

候由ニ相聞候段松平肥後守方今朝申越候右者不容易事件ニも有之此上
如何之義出來可致哉も難計時宜ニより可及御達品も可有之候間内々其
心得有之候様存候依之此段御達申候

八月十九日

九月三日於江戸

松平肥後守

上方筋不容易事變ニ付てハ莫大之入費も可有之當節御用途多折柄ニハ
候得共御警衛向之義ニ付てハ格別骨折候趣達、御聽別段之思召を以而
御手許方金五萬兩被下候間以後別る御守衛筋嚴重行届候様可被致候尤
請取方之義者御勘定奉行可被談候
右於周防守宅家來呼出ニて達之由

亥八月

京都にて所司代を遣

二條御城一橋中納言殿へ御貸渡可相成筈に候處當分延引相成紀伊殿急
出京被致暫時 御城拜借被 仰付明廿三日 御城入被致候間此段爲心
得相達候

八月廿二日

九月四日遠江守殿御渡 江戸にて也

紀伊殿

御城付へ

去月廿二日浪人體之者五十人程大和口を紀州高野山登山いたし七人程
ハ學侶方悉地院へ入込其餘旅人宿ふ罷在間一山中立籠及亂妨候程も難
計候門早々退討人數御指出可被成候此段可申越候以上

九月

亥九月六日御沙汰書之寫

爲御守衛諸藩應石高強幹忠勇選士貢獻之義御沙汰に付先頃以來追々貢
献深 御満足 思召候然處當節富國強兵武備充實專要之折柄各藩選士
貢獻にてハ自然費用相嵩疲弊之一端にも相成候てハ御不本意 思召候
間 御殘念にハ 思召候得共各被 差返候旨被 仰出候事
但人數屋敷に差置非常御警衛可有之尤御 守衛名目には無之事

亥九月五日所司代在京役へ渡ル

攘夷別 勅使

太宰帥熾仁親王

京都より來狀之由

此程當地混雜之砌中川宮様始國事掛公家衆与長州与謀反ニ有 天子様
 奈良方伊勢に 行幸被遊御留守中 御所不殘燒拂跡に 大内裏御造營
 致し尤數年相掛可申間其間 天子様を長州に供奉致し後口立ト致し關
 東に合戰致し候心組ニ候所如何之譯ニ候哉當十七日夜中川宮様御變心
 ニ相成候よし俄ニ長州之御警衛御免被 仰出候る堺町口御門長州之固
 メを會津侯御所司代様御詰替りニ御出被成候處種々取合埒明き不申候
 ニ付 御所方 御勅使參候る長州侯無據引取申候吉川駿河大將として
 凡七千人計り不殘十八日十九日引取申候右國事掛公家衆之内三條様四
 辻様外ニ三人計り長州人數并浪人守護致し出奔右之家内諸道具等無之
 空明ニ御坐候國事掛り之内ニも廣橋ハ參 内御差留ニ相成候計ニ御坐
 候右長州之人數山崎西之岡邊屯致し二度押寄可參哉も難計ニ付 御所
 御用心嚴重御固メ御坐候近國大名衆不殘御用召ニ有夫々人數大筒鐵砲

持參ニ有上京之旨被 仰出候紀州様人數壹萬人之勢ニ有上京之旨被
 仰出候由藤堂様ハ昨日三千人計ニ有被致二條之御所者彦根様一手之
 御固メ清水附五百人許り色々除防致し長州抱之浪人共不殘逃去申候趣
 ニ御坐候先々市中亂妨無之与安心いたし候依之奈良伊勢に 行幸も先
 御延引ニ相成申候攘夷御延引之譯 將軍様より御手當等行届不申候ニ
 付暫く打拂御延引被 仰上候間 天子様御承知ニ御坐候是迄彼是取急
 き候事ハ全ク國事掛り公家衆与長州との謀計与申事ニ御坐候依て關東
 治り交易是迄之通り被遊候る其後兵庫大坂其外御臺場出來其上ニ攘夷
 御一決ニ相成候哉ニ承り申候加州様壹萬人御用召近國大名御固メ逢山
 笹山様青山口龜山様九鬼大隅守佐州海岸者戸田采女正山崎口松平甲斐
 守三條邊本多主膳正牧方井佐田邊高概永井様大坂山白川邊分部若狹守
 様橋本福山様洞ヶ谷峠稻葉様淀下加茂口加藤様水口仙臺様右之外口々
 御固御坐候先荒増申上候

八月廿二日

長州に連行候方々

西三條中納言

三條中納言

錦小路右馬頭

壬生修理大夫

東久世少將

澤主水正

四條侍從

右之外非藏十貳人御役御免

今廿七日中川宮様御元服神爲在近々關東に御下向之由如何之事歟聞聞^{風方}仕候

京狀之寫

今廿一日近衛様御用人林日向介が即刻參殿仕候様申來候に付參殿仕候所諸大夫近藤式部少輔を以被仰談候ヶ條左に
一 過る十八日未明の禁中御大變不容易儀兼る事替候儀ハ可被仰進候事

に候得共此度ハ御寸暇も不被爲在御認被成置兼候間私ハ御談可仕旨被仰出候事

一 三條中納言殿東園中將殿錦小路右馬頭殿東久世少將殿三條西少將殿四條少將殿澤主水正殿過る十八日大佛妙法院に御冠服脱衣之上同所ハ馬にて御出走行先相知不申此節に至り右様出走に被爲及候程之義御所存之程相分兼 天朝奉始前關白様左大將様にも至極御心配被爲入候事
一 頃日南都に 行幸被 仰出候義三條殿始御心得違ハ被爲出候事に相ミ得候由之事

一 此節之形勢に付尾張前大納言殿御道中四日振に而今日御上着紀州殿にも明日頃御上着之御模様と相聞得候事

一 五畿内始近國之諸侯方段々御上京御守衛之由と相聞得候事

一 御遠國之儀に御坐候間早速 御上京与申事ハ御行届被成置兼候廉も可被爲在候得共先達る御達罷成候義も有之御上京被成置候やハ候得

共何分、早速多人數御差出御守衛被成置候方可然由之事

一前關白様左大將様何等之御障も不被爲有由之事
右之通各様へ御談仕候様、左大將様を被仰出候得共拙者に被仰談候
間各様へ御談之振合を以各様より御國許に早々申上候様被仰談候事

八月廿一日

寫

過る十八日曉八ツ時頃洛中所々を不時鐵砲之音仕其以來市中も無何
と騒々敷怪敷奉存罷在候所未明下立賣御門御固に相詰候御小人目付罷
越會津様御家來之由上下三拾人程鐵砲生火繩をる外に御所御付同心
四人何も火事裝束を相詰御門御切、御家御人數一同嚴重に御警衛
可仕旨肥後守様へ依勅命相詰候品々御番人共に申斷不尋常御模様を相
ミ得乍勿論同所御門計にも不限九口御門共々御切御警衛罷成候御模
様を相ミ得候品々直に申聞一向事柄も相分兼候事ハ御坐候得共彌々

市中乗切早馬火事裝束或ハ甲冑をる往行仕候ものも相ミ得不得止形勢
に御坐候間其節直に申達同處御固方御武頭大番組共非番不殘爲相詰御
小人御足輕に各様御手人相加御屋敷御備に罷成居候程之鐵砲不殘相出
諸事取計振之義ハ其時々申達置候通御坐候處朝五ツ時頃御備に有之御
大名様之内因州様御始メ備前様松平淡路守殿上杉彈正大弼殿御旗馬印
火事場裝束甲冑等取加御人數御引纏御出馬に相成九口御門内御所惣曲
輪御固に罷成其他大小諸藩九口御門外御門々々御固に相成堂上方奥方
等ハ多分御立拔に罷成隨ゝ市中騒動唯事に無御坐候濫力監觸ハ更に相分
兼候九ツ頃ハ八ツ時過迄ハ今に戦争にも可相及勢に御坐候處七ツ時頃
堺町御門長州候御固御人數、勅命之由を以引拂淀様御人數代會候以來
少數御鎮靜之御模様を御坐候得共今以御諸家御人數御引拂之御模様等
相ミ得不申乍勿論御警衛人數之外九門内通行被相留置候所拙者義も過
る十九日曉七ツ時頃、近衛様御裏御門を參殿仕伺御機嫌申候同日夕方

御門を參 殿仕表御門に相出鷹司様の伺御機嫌申上御築地内外見聞仕
其他御警衛場を御小人目付定詰御足輕相出見聞爲仕風説等承拔候次第
左に相達申候

一同十八日曉八ツ時前 中川宮様俄に御參 内會津様の御使相立即刻御
參 内ニ相成引續關白様前關白様御始御攝家方不殘德大寺様近衛左大
將様御參 内ニ相成候由之會津様御人數之内日ノ御門前ニ有鐵砲貳三
發討放右を兼有御相圖相成居候譯にも可有御坐や因州様備前様上杉様
阿州様御屋敷御旅館ニ有砲發無間も御人數一同ニ出起仕會津様御人數
ハ九門御固罷成候上南門脇を堺町御門長州御固之場所ハ大小据留取揃
淀様御人數も被用加嚴重ニ御備罷成因州様御始公家門前を 近衛様御
殿前通り猿ヶ辻邊迄御固罷成 宮堂上方共當番之外一切參 内被相止
候由ニ御坐候

一同日未明 廣幡三條様德大寺中納言様長谷様御參 内被相止他人御應

對被相止候由ニ御坐候

一同刻御國事方御係り一字被相拂其内豊岡殿澁井殿東園殿烏丸殿万里小
路殿東久世殿河幡殿橋本殿正親町殿四條殿壬生殿錦小路殿澤殿右拾三
御方參 内被相止他人面會被相止候由ニ御坐候

一同刻正親町三條大納言様中山大納言殿河野宰相中將殿御參 内被相免
即刻御參 内罷成候由ニ御坐候

一同日朝長州御固堺町御門御警衛御人數早々引拂候様 御所御使番を以
御沙汰ニ相成候處御家老吉川盛物を始多人數詰居 勅使を以御警衛被
仰付候様成非常之場ニ臨ミ引拂可申様無之早々申立御請不仕候ニ付柳
原殿 勅使を以御警衛御免被成下旨 御沙汰ニ相成漸々十八日晝七ツ
時頃引拂淀様御人數代合盛物始長州御人數ハ小松谷に御旅宿罷成居候
毛利讃岐守殿御一同十九日未明大坂に罷下候由ニ御坐候

一三條様の長州始細川様御親兵御警衛仕其他御諸家親兵浮浪之者とも大

凡ソ貳千人程甲冑ニ御附添十八日八ツ時頃 關白様ハ御參 内之義
爲御伺之御參殿罷成候所御參 内中ニ付御對顔無之直ニ右人數被召連
大佛土州侯之御旅館ハ被爲入候由之所御差支等被仰立候譯ニも可有御
坐や直ニ知積院ハ被爲入御一宿之上親兵ハ御同所被相戻追々澁井殿
四條殿壬生殿澤殿御一同長州公御人數守護仕御行衛相知不申由右之外
東久世殿錦小路殿万里小路殿御一同大坂ハ御下リ罷成候風説も御坐候
一會津様淀様十九日夕七ツ時頃暫時施藥院ハ御引取押返御參 内同廿日
夕方迄御退出無之由ニ御坐候

一關白様前關白様中川宮様徳大寺内府様近衛左大將様十八日曉ハ暫時御
退出罷成候までニ御詰續御同様之由ニ御坐候

一薩州御人數九口御門御免之御達も無御坐候得共公家御門邊堺町西殿町
近衛様御殿にも多人數御差出ニ罷成相ミ得申候右之通り今廿一日朝迄
承拔候次第先以相達申候此度ハ別ニ嚴密之御吟味ニ相ミ得監觸等之間

も相分兼候儀ニ御坐候所道路之風説ニ有者長州公御始浮浪之者共御國
事方係リを以被遊御親征候外無之南都ハ御要地之義御坐候間同所ハ先
以被遊 御遷幸候上春日社所ハ被遊 御祈願御模様次第 神宮ハ御拜
關東御親征之儀申上 中川宮様御始御異同之御筋合被爲在候や之風説
も御坐候所去月廿日 近衛様御殿等ハ落文有之其 御沙汰ハ先以御猶
豫罷成居候ものと相ミ得候所過る十五日 行幸被 仰出來る廿七日頃
出御御内々御取調ニ付 中川宮様御始被 仰合俄ニ御參 内被 仰上
候御筋合も有之前書之通り不容易舉動ニも相至候や之風説も有之昨廿
日ハ御近國ハ不及申五畿内御諸家段々御上京被爲有御模様ニ御坐候間
一先御鎮靜可相成哉ニ奉存候去ある前書ニも申達候通御出走罷成候
堂上方を始御所存之程も難相分此以後何様之御變も難計候所 近衛様
應司様久我様も同日御警衛御人數御頼入相成候得共下立賣御固有之
江州大番組并御雇御足輕ニ各様御手人相加過る十八日ハ詰續爲仕隅々

御警衛仕候程之義方々様御警衛御人數迄ハ相及兼候ニ付御斷申上置候
 分 近衛様ハ尾州様薩州藤堂様津輕様ハ晝夜多人數被相出置鷹司様
 ハ加州様阿州様ハ久我様ハ細川様有馬様ハ被相出置廣幡様ハ兼
 御達有之御警衛罷成候得共前書之通り御人數不足ニ付六人被相出水戸
 様ハ貳十人余も被相出置候やニ相ミ得申候御殿方御取請之程も如何
 与奉存候御親兵御差出御延引追々共其筋ハ御達有之別申達置候通
 御坐候間夫々御心添罷成居候義ニ奉存候得共様成形勢柄ニ付るも尙
 又御取詰御心添罷成差當前書之次第ニ付るハ御飛脚も差立可申様無之
 義ニ御坐候間江戸詰御小人御足輕等之内ハ貳拾人ニるも先以大急爲御
 差登罷成候様仕度尙追々模様柄等承記仕相達候様可仕先以今朝迄之形
 勢柄等爲御承知之此段相達申候已上

八月廿一日

此状凡る會津
 を悪む者の口
 氣を信し候と
 見へたり

八月廿二日佐竹右京大夫藩平田大學忤延太郎ハ來る京師ハ之飛脚
 八月十七日夜丑之刻頃ハ三條殿ハ何者歟鐵砲打掛ケ夫ハ御所ハ鐵砲打
 掛ケ候所會津候人數ニ取鎮め候よし併双方怪我人等一切無之由三條
 殿ハ浪士之者四五百人程押掛ケ三條何角申立候ニ付三條殿人數同道ニ
 右浪士引連關白殿ハ差出しニ相成候よし 御所ニ及傷有之候風説も
 有之候事

御所六門之内ハ會津等ニ御固メ諸藩又其外有志之者壹人たり共不相
 成候只々六門之外甲冑小具足ニ相固メ居候事
 御勅諭之趣ニ都府會津家ハ偽命令を下せよし○三條殿四條殿廣幡殿
 德大寺殿其外學習院御用掛り御國事掛之人向々都府十八日晝八ッ時ハ
 參 内御差留會津家ハ被達候是ハ三條殿御家來外之家來も申候○長
 州藩士壹人も不殘在京之分即日引拂し候様會津ハ 御沙汰之趣被達候
 一春日御行幸者御延引之事是又會津家ニて達し候事

一攘夷之事是迄同斷會津家被達候事
 一因州備州者會津御沙汰之趣を以る移合にて御所ニ相詰候よし○
 轉法輪殿長州に下られ候事○四條東園二殿右と同様と申事○一堺町長
 州にて引取ざるニ付所司代ニ固メ被仰付薩上杉會津此三家相詰候事
 ○一長藩十九日不殘歸國此時先之三卿もたれ駕籠にて下り候事

京狀之内

堀井町狀出し

山口勇次郎

八月十七日夜九ツ時

御所邊騒敷趣意者一向分り兼不申候へ共今朝相成益烈敷御在京之御大名之外居合候諸藩士者各々甲冑にて走せ參り大騒動ニ御坐候六門者切堂上方にて出入六ヶ敷武家之外何れも自身槍を携後ろ鉢巻にてくさり襦半或ハ小具足鐵砲不殘火繩ニおそろしく別る長州土州上杉肥

此事風説を認
マ候と見ゆ誤
り也

後會津至る美々敷轉法輪三條様ハ御守衛之人數二千人計何レも甲冑大砲を引せ御參内ニ相成下拙ハあま／＼乍十八日朝分見物ニ相成夕七ッ時ニ相成候へ者又々追々人數馳せ參り候下拙ハ見受候ハ藝州川越福山阿州松山大洲姫路等ニ御坐候右荒増後便相分り次第申上候
 十八日晝後越前春嶽公多人數にて入京致し候
 八月十八日未之刻出し廿二日夜着

松平相摸守

此者竊ニ二條家及幕吏ニ通し恐多くも今般之御盛事を妨げ只管幕威挽回を相謀り段々奸計相働候條神人共ニ不許大罪速ニ可加天誅之處烈公之神靈ニ對し暫時死壹等を滅し其首領預候何レとも逆賊之惡名千歲不朽傳之者也

此書付倉橋様御門前へ張在候よし

亥八月十七日

此書一説ニ八月十日之夜
之事ト云尙可糺候事

九月廿一日

傳奏衆方

長門宰相父子へ

今般和州賊徒追討之義諸藩へ被 仰付候處昨廿七日藤堂家寄手之者被
近寄浪士八九人浪華表逃去其藩屋敷へ入込候趣相聞候間右浪士共捕取
藤堂家討手之者に早々可引渡旨被仰出候事

九月

大和一揆追々召捕ニ相成餘黨逃散之内賊徒之巨魁と覺敷者大坂表長州
屋敷へ駈込候由ニ付別紙之通り飛鳥井中納言方松平大膳大夫家來へ被
仰渡候時宜ニ寄變事出來可致も難量候間尙又御警衛向嚴重相心得候様

可申聞旨傳 奏衆被申候間爲心得申達候事

右會津家方在京役へ

十月一日

長門宰相家來に

先達る留守居役并添役一兩人之外其餘者滞京無之旨 御沙汰有之候通
リ相心得其姓名從僕ニ至迄兼る可届置候段不相用出京潜伏致候者ハ急
度取締可申上御固之面々へも被達置候間此旨心得違無之様可申聞置事

十月

別紙寫之通り松平大膳大夫家來へ 御沙汰有之候就るハ同人家來出京
潜伏致し候者ハ急度取締候様御固之面々へ可相達旨傳 奏衆を以被
仰出候此段申達候事

右同斷

十月六日 所司代

諸浪士取締之義ニ付別紙之通り傳 奏衆書付被差出候間右之心得を以
精々探索方行届無禮之義無之様可致候依之申達候事

諸浪士取締之義ニ付 宮門跡高地内ニても潜伏之義無之様夫々達有之
候得共萬一調落潜伏之者有之候者武邊方召捕候ても無子細候但狼ニ踏
込無禮之義不可有之一應其宮ニ相届條理相立候て可有處置事

同月同日所司代

御因之面々心得方

持場内ニ異變出火有之節者人數差出鎮靜可致事

一怪敷體之者致潜伏候者取押町奉行所へ可被差出若手向之者臨機之處置
勿論ニ候事

但持場内旅人出入之義も心を付らるへき事

一持場内晝夜無油斷相廻可由候事

但忍廻之者差出探索行届候様可被致候事

右之通り被心得候事

同月同日所司代

春來堂上屢矯 叡旨候ニ至も畢竟藩臣浮浪之者共堂上へ立入惡敷致入
説候故之義候間右等之者於各藩屹度取調可致候事

十月六日

此度藩臣浮浪之輩取締被 仰出候ニ付てハ於各藩家來共出京在留行違
等有之候てハ不宜候間居屋敷本陣を格別其他寺院町家ニ逗留候者之人
員姓名等其主人々々方月番町奉行所へ可被届出候事

十月十一日所司代

今度被 尋仰度義有之 大樹上洛被 仰出留主中自然横濱鎖港談判相

弛ミ候てハ不宜被 思召候間可然者へ致委任鎖港之成功有之候様被
仰出候事

十月

過日横濱鎖港取掛り候旨言上ニ付委曲被 聞食度候間一橋中納言可有
登京被 仰出有之候得共猶又 大樹ニも被 尋仰度 思召候ニ付引續
早々 上洛有之候様被 遊度旨御沙汰候事

十月

最過日 御沙汰之通り一橋中納言ニも可有上京候事

此度於關東鎖港及談判候旨 言上有之候間攘夷之義總而得 幕府之指
揮輕舉暴發之輩無之様諸藩家來末々迄可被示聞事

十月

十月七日於京都被 仰出候

太宰帥熾仁親王

爲攘夷別 勅使關東下向之事頃日被 仰出候處自去九月十四日於横濱
鎖港談判取掛候義無相違旨從松平肥後守言上有之右ニ付暫御猶豫之義
尾張大納言紀伊中納言願出候ニ付無餘義暫御猶豫之義被 仰出候事

十月廿日於江戸被 仰出之寫

此度於關東鎖港及談判候旨言上有之候間攘夷之義總而得幕府之指揮輕
舉暴發之輩無之様諸藩家來末々迄可被示聞事

十月

右之通り

御所ニ被 仰出候間諸藩末々迄 御主趣之趣厚相心得候様嚴敷可被申
付候

右之趣萬石以上以下之面々へ不洩様早々可被相觸候

鈴木大雜集二十一

十月

五百三十六

鈴木大雜集

廿二

丁集

雜集

文久癸亥六
鈴木大

共八册 廿二

日本貿易新聞 一千八百六十三年第九月九日
我文久三年癸亥七月廿七日

神奈川横濱開板第十八號

千八百六十三年第六月廿九日の報告

余等日本ニ於て如何なる處置をあたへべきや帝國支那ニ於ては廣東を攻取
り北京ニ進ミ入りて其後成功を奏せり此帝國ニ於る夥く人民を殺し其海
岸の街市を破壊せるニ至りしある支那ハ意外の條約を余等ニ許容せしり
我々船隊の退きし後直ニ其條約を破れり之ニ依る戰爭ニ及び支那人大ニ
敗北して既ニ自儘の政事を行ふ事能とざるニ至り直ちに其執政ニ逼り
しある敵對の模様全く變して韃靼政府も夷狄と支那との境界をあせる長
城を廢せるニ至り其政府余等の親交とシ余等を信して交易の大ニ其國ニ
益有る事を知り竟ニ我領事館の誘導ニ由て支那帝國再ヒ我と和睦をあし
且安全とあるニ至れり余等も亦其許容を得て其盛大ある國中を縱歩する

事を得たり六年前耶蘇教師の告知に由る略知る所の土地も最早交易の市を開き其交易盛にして目的の極度を知ら次是を以る觀れハ支那と我國と共に些少の財寶を費し聊り人命を害するのミに終に正道に復する事を得たり歐羅巴の教法及び開化しる法度と全く相反する支那人の法教も亦已に我に化したり花旗典尼西の湖を奪領するに纔に人命を損し且密士失必の寨を少許の兵士を以る襲ひ取るに比されハ支那に人命の傷害せられたるハ猶甚し少し

日本に於ても支那と同じく其處置甚し難しと雖も支那に比すれも尙處置し易ある可し蓋し日本の人民も簡易にして伶俐且交易を好み外國人に親しく交り外國の新聞を聞く事を欲し其學術を喜び能く西洋人の奇巧に倣ふのミからに又頗る能く自ら之を理會する事を得たり然るに日本に於て嫉妬殘忍ある執政ありて外國人との交際を忌み嫌ひ唯鎖閉自立をのミ其國の鴻益と思ひ之に由て終に自ら其禍を招くに至れり亞墨利加人の勸め

によりて止む事を得て俄に和親交際の條約を取結ひるハ若し之を許容せされハ必も兵端を開くべき故に是り爲に條約を結ひて其望を慰めたり恰もエルジン氏^{英人}支那に於て勇敢の所行をみし其都府に逼りされ其再ひ元の如く和議交際を結ひて之と相親睦するに至れるり如し彼の時日本に江戸府に於て難事猝りに起り大名の住居する市街は盡く西洋軍艦の砲下に在り故に外國公使來るを嫌ふ事能もざりしかり是れ公使も日本國の大名を我網中に置くべき勢あれハ是を以る其時交易の諸事件を約定し港を開き自在に通商ヲかまを許せりと雖も之を執行ふべき期限を定むると甚し難し其期限の間は漸々に次條を行はんと欲せし終に其事成就するに至れり余等江戸の街市の廣大あるを知り貴人の第邸甚し巨大堅固あるを知る故に破裂丸を放つと雖も能く之を防ぐに堪へて痛哭をへき程の死亡ハあらざるへしと思はる若し當時江戸に到るからハ縱令其府を焼くるべき勢を顯すとも蓋し政府に懼るゝ事ありるへし或人余等に告げ

るハ條約面ニ從て交易の爲ニ開きたる街市を固むる支度をあし且論文ヲ出して諸兵隊の長等ニ示し外國人來る時汝等心を合せて如何かる處置をかまや否やと問ひし由ニ然るニ方今五十壹人の大名の連署しる驚くへき書附あり其大名ハ許多の軍兵を貯へ廣き領地を管轄する權あり總て之を算するに其軍兵百万余ありと云此紙中認むる所を以るすれハ驚くへしと雖も此大名ハ外國人の條約を取極めざる港ニ來るを防きて其國を安全ニまへき任を受けると云へり是れ即ち支那の條約ニ歐羅巴人の廣東ニ入るを許したる義律^{イギリス}人の舊説と歐羅巴人を攘せんり爲ニ勇氣を振ひざるエレウ^{支那}キ^人の舊説と符合せり此の如く嚴重に外國人を防くの支度をあし我國人ニ對し讐害殘忍の處置を行へるハ即ち日本ニて自から痛哭まへき禍を起し我國ニ於ても嚴ニ策略を旋らば事の起源とかれり余等初めとり日本人交易會社の總代ニ對して障害をかば行狀あらん事を懼れり且日本人の障害をかすハ外國人の之を脅らし且ツ輕蔑せる所以人と言ふ

此の此き事情ハリウトルホルトアールコックの能く知る所ニして公會の風説を以るも亦外國人を襲ひ碍障をかま事も明かり然れ共此の如き障害をかして外國人憤怒せしむるハ尙日本の大名妄ニ外國人を殺害せる暴行ニ比されハ些少の事ニ二年前理不盡ニ殺害せられたる歐羅巴人の姓名を記載せる其數甚々多し且英國公使を襲ひオリヘント氏重傷を受ざる時ハ預め嚮きニ其景況あるを告るニも非ま不意ニ起りし事なるへし然るニリカルツヨ^ン氏を殺し又其夥伴を殺害せんとしたるも蓋し日本の大名途中ニ出逢たる歐羅巴人をハ悉く殺害せんと目論見ざる事固より疑ひあしと思はる此の如き事件を其儘放置せへらざる事ハ當然の理ニしる必は其處置を施さば人ハあるへらば爰ニ英國ニ許多の恐人ありて謂らく英國の男女縱歩し殺害せられざるハ其者の過ちニある余等の關する處ニ非すと云へり此愚者ハ我國一般の趣意を理會せざるものニ然れハ余等其殺害の始末を吟味し且之を所置せるの良策如何と言ふ問を設けんと欲は蓋し

其爲せへき處置は嚴ニ備をあして戦ふより他ありるへし英國全權コロチ
ルニール結末の書簡を江戸ニ贈りし其書簡の趣英國より出張の官吏等
の説ニ尋常の禮儀を以るるも非也又權威を以る逼るも非也と云
へり又領事官ウ・ヤン・チュ・ストルの英國諸將卒ニ廻文を以る示しるこハ
蓋し英國と日本ハ不日ニしる戦争ニ及ふへき故ニ各其用意あるへしと
述より佛蘭西國并ニ英國の將士其期ニ臨ミて心を一ニしる心を合せへし
又此の如くならハ英佛和蘭の總代 大君ニ對して戦争をなさんと告る事
疑ふへらば

日本大君ハ蓋し以大利國內の威尼斯^{候カ}より權威寡るるを余等日本政
府并ニ其同盟の者を觀察するニ大君ハ唯大名掌中の玩弄物ニ似より其大
名ハ堡塞を構へ從臣及ひ大祿を賜る者ニしる自ら死刑を行ふの權あ
り我國人を殺害しるも此大名なるを右の内二三の大名ハ小島ニ住居
する故ニ我船を以る之ニ近づく事容易しと雖も其他大名の權勢如何ある
や其事實詳ニ知り難々れとも畢竟此の如く人の生殺を恣ニするハ大名の

權なりと言へり是故ニリカルツオン氏を殺したるも此大名の意なるべし
固より殺害人を刑ハ當然の事なれハ默止せへきニ非也此の如き處置を
行ふ大名ニ談判する手續きを言は、諸大名若し余等ニ對しる些少の障害
をなば時其始末を吟味しる罪を問さんり爲めニ其地ニ向て行くへき期ニ
臨まて政府より預め諸大名ニ其平穩からざる由を告ぐへき理ニ且ツ我を
讐敵として専ら外國の交際を絶つ事を周旋する諸國を攻圍はる事易ら
ば其大名の海岸の街市を燒得るとも其國內ニ攻入りて罪を正事ハ些少
の事件ニ非也方今の衆議ニ據れも既ニ余等日本と戦争を爲さばんハある
可らざる機會ニ及べりと雖も人命及ひ家屋の滅盡するに至らばんハ平和
を決定するニ至り難あるを如何なる法を以る戦争ニ及ハ、此事速ニ功
績を竣るへきや余等の考る處ニあらば希くハ我官吏此事件を熟考し印度
ニ在る夥き軍兵を率ひ來りて此海岸ニ大軍隊を布き戦争の要具を備へ戦
を始めハ事を行ふニ難からばして且費用も寡あるべし然りと雖も支那

海岸ニ於て嘗て我り過てる古轍を考ふれハ恐らくは速ニ成業をへりらさるる上ニ記載せる事件ニ就きて吾の同時の人間て曰日本ニ於てハ如何なる所置をなほ存意あるや其先見全く達後へきや且先見ハ日本ニ在る無数の外國人の意と合せるや否やと言へり然るに我等の思ふニハ日本ニ在る外國會社及ひ外國人銘々の説話存意及ひ取行^{所カ}を以る論をれハ彼れの存意ハ大ニ誤れるニ似たり

又我り同時の人の横濱ニ在る英國會社ニ告ぐる論文ニハ英國より日本ニ贈る詰問の趣意ハ固く守りて之を取扱ふるべき權を授けしハ會社の處置行届るさる由を述べるとも是れ不相當の論ニ何ンとかれハ英國結末の書簡を日本に贈りし以來英國王の名代及ひ領事官ウヰルチエストル此事ニ就て大ニ力を盡したるを英國會社のミならは其餘の英の人民も共に之を賞美したり去年第四月初旬英國ハ日本政府ニ結末の書簡を贈りたる日ハ以來英國臣下屢々國王陛下全權の命ニ由て會議をさせり其時領事館ウヰンチ

エストルも時々其席ニ列れり是れ陛下の名代として取扱ふべき重大の事件を承知せんり爲め之然して此事件を布告せしを英國の會社にてハ大ニ賞賛せり

前文の事件は大ニ注意をへき事ニしる我同時の人吾等の頗る職務を非難せらるり故ニ之レを正させんハあるへりらは是を以て考ふれハ余等詰問書を取扱ふべき權をなしと言ふへからは其權ありと言ふべし

エドキセ、セ、シ、ニ、の姓名記

近日日本ニ關係せる些少の新聞あり江戸政府より下之關ニ於て過日殺伐をかしたる事件ニ就きて使者二人を遣せり此事件ハ既ニ嘗て余等の論せし事ニ蓋し思ふニ是を戲事ニ均し江戸政府ハ外國名代ニ告ぐ曰此事件ハ甚祕密且重大ニしる大君の命ヲ以て筑前侯豊前侯安藝侯ニ令を下し九州海岸ニ在る臺場を毛利大膳大夫の奪ひ取らるに依て此大名をして右之

臺場の取戻しを援けしめ且今々後尊王の大膳大夫を戒めて謹慎をなさしめんり爲之

右に述たる 大君の命令も何等の事件に至るやを知るへりらば余等竊に考ふるに筑前安藝等の如き國主大名ハ 大君の命令を用ひざる故に之を命するに非ずして寧ろ之を願ふと言なるべし若し筑前の大名松平美濃守長州に對して讐敵の働きをなさば肥前筑前の近傍の人其後二三ヶ月の間長崎に在る外國館を襲ふ事あらんと告る者あり是れ重大の難事にして必し薩摩の同盟となる可し然を其日本人の所置に就て考るに當今相互に議論を起し上に擧げたる三人に大名を以て 將軍の親友と頼めども其所爲を終に功績あらざるへし然るに薩摩の景況を如何過日余等薩摩の臣下の存意相違せると且其説の二流に分れたる風説を聞けて其説も確實に島津三郎も意外なれども薩摩守の職掌なれば其意に従ひ兵を擧げ何處を攻來るとも防禦をあたへべき支度をあし國中に製造せし武器を備へた

る數艘の大船の外に貳艘の蒸氣船を棄り又三郎も薩摩の海邊を航海する諸外國の商船と竊に交易するの存意ありしと言ふ風聞あれ共此事も信しかさし同人のなせる殺害を以て考ふれば余等普く商船に示して其海邊に近付を禁まへく且其海邊に在る數多の小島にも近寄るをりらざる事も命をへし頃日薩摩の争戦の損亡も戦死の者四五百人と聞けり然るに之を細密に算まれれば死傷の數貳千人あり長州の損亡ハ戦死六百餘人と聞けりとも是も亦疑ふべし長州方に在る唐人の西洋人の密稱を夥しく殺しざりといへり

近頃太名の夫人及其家族江戸を退き京都に到れり彼れハ此地安全にして騒亂を好む外國人の來りて我等を脅るに事なからんと思へり然れ共此處に在る 帝の守護を頼むに縁故なき事にして再び尙安堵の地に移らんとする風説あり

薩摩の蒸氣船隊指揮官貳人即ち醫士カシワ及甲必丹オタニハ水師提督マ

一ブルニ屬し神奈川ニ到らんと欲せしり先日記載せし如く第八月廿四日
我七月十一日の夜神奈川ニ上陸せしめたり此二人ハ江戸ニ到らん事を望ミより
と雖とも速ニ其身ニ禍の罹りて政府より禁錮せられん事を知り箱館ニ逃
れ行るんと言ひしり頃日ニ最早彼地に到着せへき由を聞き余等も亦大
ニ悦ぶ所ニ且彼地ニて災害を脱れん事を希望ス
爰ニ日本の朋友貳參人余等ニ告る事あり之を布告せるを正理なりし云ふ
奄し

近頃日本ニ於く其制度を不快ニ思ふ者數多之レあり且ツ他州武藏國の外
を指て云ふ
の人民日々横濱ニ入り來り外國人之從僕とならん事を欲せり此者モ外國
人を讐敵とあそ大名の國々來る者ある故ニ惡意を狭む事を思はる是ニ由
て彼者共を從僕とあそニ大ニ意を用ふへしと告る者あり
方今長州及び薩摩の間者及び從臣横濱ニ在るり故ニ他州より來る從僕の
動靜ニ意を用ふへしと告けり我々考るニ日本の從僕モ後を顧て睨むの

古風を存するを以る能く之ニ注意せへき事ニ近頃新ニ來る外國人は其從
僕ニ對して聊か逆こふの模様をなせも直ニ其惡意を狭むを知るべし又此
間者を知るニハ動作の給金を取極めたる從僕及び車を引て賃銀を取る者
の説話を以る信據とせし薩摩及び長州の許多の間者横濱ニある事モ余
等其欲するニ從て之を許容せへし此の如き間者を薩長より横濱ニ送るの
存意あるハ固より疑ふべからん

日本貿易新聞 千八百六十三年九月十六日
文久三年八月四日

神奈川横濱開板第十九號

今曉四日第二時半頃ニ合衆國コンシユル館の庭内ニ在る番兵貳人の異國
人を見掛しり其内の壹人不意ニ此番兵ニ向ひて刀を打掛けり
當今の形勢ニる外國人ハ日本人ニ罪過を犯す事を戒んとする時ニ當り此

の如き罪過を爲す者有るハ實ニ悲むべき事たり○此の如き無法ハ日本人ニ對し耻となるべき事ニ○日本開港已後未ダ此の如き大罪あらざれば極めて嚴重なる處置を取行ふ事當然あり○此無法人の主意ハ番兵を打殺^十事ニて猶十分ならざるべき事を考ふれば實に恐怖をへきことと言ふに足れり○小銃を打掛けたるは合衆國コンシユル館ニ向ひ且其窓ニ近きを以る小丸飛來りて家の内ニある者ニ中る事を得へし○然れ共此無頼人共主意を遂くるを得ず小銃丸ハ番兵ニ中る事なく其後の地ニ打込ミたるを實ニ大なる幸と云ふへし○其前夜軍船の者大聲を發し他人を切したるとあれハ此罪人も全く知る能はざるニ非されとも未ダ明白なるとあし此度の罪過及び此地ニある酩酊の上ニある數度亂妨を爲せる事あれハ此の如き罪過を防ぐ爲ニ嚴律を立つる事切要ニ故ニ英吉利米利堅荷蘭王國のコンシユルも十分なる權威とし取締の法方を取定めたり

然れ共此港ニ船を繋きたる他國コンシユルは未だ此處置を行ひたるを聞

去る土曜日^{我八月朔日}の晚普魯士軍船の舟人日本刀を抜き此地の旅館ニ押入り其内ニ居れる客ニ斬掛けしり皆難なく逃延たり然共之ニ依て百乃至二百ドルラルの家財を打破りたり○二三日以前他の普魯士舟人此港の内日本人住居の部ニある金を拂ふとかく日本人の店より商賣物を取り逃れんとえたるを以る大ニ棒ニ打たれ傷を蒙り總身血に染ミて異人館の方ニ逃來れり

此諸事ハ皆耻辱たる事ニある若し日本人罪を犯せるとありとも我方ニ強ク之を論せる事能はざるの弱ミを生せり
兩三日以前日本政府の命ニある異人館の近傍ニ在る絶壁の海岸上ニ陣所を建ふり○此陳所ニ屯せる兵士ハ大君ニ屬せる者ニ○月曜日^{我八月二日}ニ三百餘人の兵士江戸を來りて東南の本村海岸を守らんとす○此兵士ハ外國風

に取立たる者と見へ外國の銃を持ち好く順序を整へよ。○此兵士ハ銃槍バキヤウを付たる銃を持ち其前に大鼓を打ち指揮官劔を佩ひ皆隊を整へ進行せる事外國人の爲に驚くべきとなりき

近比江戸港の入口の最も狭き所に臺場を築きより余等以前水戸一門の者一橋當今の大君を退けん謀と脱カせるを聞きよりし其後に至る此評判を信する事を得よ。○水戸老公猶其子の内壺人を眞の將軍となさんとせる事を謀れるの評判あり。○大君京都に在る間水戸公其家ニ當然ある理ニ從ひ副大君の任を受たり。○老公は猶之を以て足れりと候るとかく己り子よる一橋を大君とあさんり爲ニ周旋したり。○副大君たる當今の水戸公ハ父の云ふ所ニ從ひ候と雖も一橋ハ自ら大君とあらんり爲ニ當今の大君を殺害せんと謀れり

然共大君船ニ乗りて京都より歸來れるを以て途中ニ之を害せんとしたるの策略全く無益とあれり。○又江戸ニ歸來れる後大君を毒殺せんとした

れ其志を得よ

老公此時に當り其家を存せんとせる爲ニハ必らに切腹を爲せし若又然らばんハ其領地を保つ事甚さ危かるべし。○此事ハ當今江戸政府ニ甚心配ある所なり

江戸より當港ニ來れる商人等皆云へらく江戸ニ當今衆人之注意する所ハ戦争の一條ニしる最早近日ニ兵端を開かんとするの評判なりと。○國中の人民皆此一事ニ付き心配ある事多きを以る貿易も夫レニ準して繁昌するを得ず

千八百六十年第一月二十三日の會合ニ決定したる第四條及び第五條ニ從ひ日本大君領地内ニ在る英吉利人の平和靜謐の爲ニ取極めたる規則英吉利人の内其名を姓名帳ニ書載せざる者又ハ日本大君と條約を取結ひたる諸國の軍船或ハ其旌旗の守護を受たる商船の乗込人たらざる者又ハ

相當なる職業あり且神奈川コンシユルハ其地ニ住する相應なる商人又ハ取締方役人ハ此の如き無頼人あるの告知を得られハ自分此者を吟味せし若此者乞食同様ニ取扱ふへしと取極りたれハ先ツコンシユル領地内ニ住する貴き英人の内ニ此無頼人の受負人とあらんとする者あるや否やを聞糺し若受負人あらざる時ハコンシユルの命ニ此者を一ヶ月の間掛に置き其後コンシユルより英吉利軍船又ハ商船の甲必丹或ハ指揮官ニ備ふる書狀を遣し此者を其船ニ乗せ香港藩屬に送り此地ニ届きたる後之を免す事當然ニ

余此新聞紙を出き以前ニ諸方ハ新聞を得たり其内の一ハ日本政府ハ告知せる所なり此新聞ニ從へモ宰臣小笠原は罪を蒙りて退任を命せられ其他の役人も英吉利を望める償金を出せる事ニ付退役を云付られたり又當港の奉行淺野伊賀守も償金を出せる一件ニ付退役を云付られんとす

るの評判あり○此人ハ纔ニ兩三輩の智人の内ニ政府の命ニ反し償金を出し英吉利と戦争ニ及ぶを妨げたり○然るニ昨日外國役人日本政府より淺野已に退役を言ひ付られたることを聞知れり○此退役の故ハ日本役人ハ言聞されと雖も償金の一條たる事明白ニ他の貴人松平越前守或ハ此大名の父ハ小笠原同様の取扱を受け閉門と言へる罰を蒙りたり○此罰の故ハ外國人への處置の仕方なるべし

此諸事を考ふをハ當今日本ニ權威を取れる役人ハ攘夷を好めると分明ニ若然らされハ此度退役の命を蒙りたる人々最大なる罪過を犯したるを見出されるとなりるべし

去月廿九日箱館よりの書翰上海來る其新聞を此ニ記す

箱館ニある外國人の住居する者を守護する事なし俄國の軍艦カレラ壹艘此港ニ停泊せしニ今ハ此船も出帆して大君と外國との戦争起し時箱館ニある申立しる之を俄國の有とあさんとするの策あるニや探索の爲メ竊ニ

去りて江戸海に赴けりと云又此國蝦夷を指すの陣所臺場を貳百人より三百人の軍卒日々到着し大に藥囊銃丸等火器の製造を興せりと云ふ

千八百六十三年九月廿三日 我文久三年八月十一日

神奈川交易新聞 第二十號

第八月十二日に出したる十四號に宰臣小笠原退役の一條を載せり○余亦此新聞紙中に當港の奉行淺野も小笠原の黨たれハ退役を命せらる可たを載せり○然るに余が推察に相違なく此奉行の退役(恥辱及刑罰)を日本政府役人が既に外國全權に告知したり

此貳人の退役の故ハ衆人の穿鑿する所なれとも總る日本國の他事件の如く唯推察のみを明白なるを得ず

總る當港奉行の處置ハ皆余等の關れる所なれハ此度淺野退役を命せられたるの故を知る事甚實方切害あり○當第五月の始に淺野の命を日本人を

當港より引取らしめたるを以て日本人並に外國人の爲に大害を生し當港を衰へしめ當今余等日々歎息する事件の基を開き之レを以前の如く復せる事甚難たに至らしめたり横濱交易ハ此大害より全く復せる能まば○日本商人の内一大家の主人たる者の言へる所を以て日本役人の爲せる惡しき所置に依て大なる商人皆失望し横濱ハ近日に必に大衰微とあるを○此說ハ餘り法外ありと雖も近來の如き様子久しく續くとあらハ此說も全く虛說と云ふ能まば

又日本人の内下の說を云ふ者あり曰く宰臣小笠原及奉行淺野ハ一橋に組みし大君に反きたるを以て罪を蒙りたりと

又一說あり曰く小笠原及淺野ハ政府の意に反し英國に償金を拂ひたるを以て罪せられたりと○此說に加へて下の說を云ふ者あり小笠原を外國に掛合ひ又ハ他の仕方なる外國人を日本より退くるきの命を蒙りたれども之レに従ふ且御門及び大君の望める所を爲さばしる外國人に對し程

好く取扱ひたるを以て退役を命せられりと○余等爰に其他の説を載するを爲さば平和を好む商人輩の愛する小笠原の退役若外國一件の故かれハ決しる實説を知る能ざるべし大君より小笠原に命じたる鎖港一條を以て考ふれハ大君政府も外國交易の繁昌を好むとを信しかし此時に當て外國全權輩の返答に依り先づ鎖港の一條を止めりと雖も大君御門及攘夷家ハ他の仕方考ふる事明り○又此新に考へ出しる仕方を試むると當今政府並に權威ある役人の主意たる事明りあり○之レを試みざるに依り交易の大に衰に近日に全く廢せんとする形勢あり別しる重立たる輸出の品物も大に減しり○横濱に送出さんと見る粗絹江戸に在る政府役人の爲に留められたるを聞くに依り余等如何なる事を考へ得るや且其外横濱の交易に加はる商人を脅し且殺害したるとあり○此一事も甚大切な事なり○神奈川の品物を送出せる商人大坂京都及江戸にて殺されたるの評判あり又當港に出張せる商人の内二三日以前大に脅はさ

れ餘義なく店を閉ち當港を引取りりし○大なる茶商人クローヤノサキヤハ皆此の如し○余等又カムレット布を買ひ或ハ輸入はることを禁はる命を出したるを聞けども此評判恐くは虚説あるべし○此諸事を考ふれハ交易を妨ぐるの處置ハ日本國中諸州に在るハ皆勝手を取行ふとを得べし然れども江戸に在るも政府の承知にあらざんハ未だ猶氣儘に取行ふと能ざる様子に

昨日評判あり曰く大君に屬する船阿波の臺場或ハ中國海濱の他諸侯の爲に砲を打掛られりと又播磨國の一諸侯外國人を逐放んぶ爲に毛利大膳大夫に一味しりと其故ハ君侯若之レを承知せされハ其臣下皆之レに叛りんとしたるを以るあり

余等又下の評判を得たり曰く薩摩(島津三郎)も攘夷を爲すに就き大君に援を乞へり○然れ共余等猶此説に信はる事能はば

一千八百六十三年九月三十日即

我文久三年八月十八日横濱開板

回狀

下ニ姓名を記せる人今日神奈川奉行が江戸政府の命令を聞知れど曰く此度絹を輸出する分量を定めされとも明日が再び以前之如く横濱ニ絹を送出せる事を許せりと

下ニ姓名を記せる人神奈川奉行が此廻狀を英吉利商人ニ通はるの命を得されバ以後此書中ニ載せる如く成行くを希ふ

姓名を記す英吉利コンシユルカルレスアヴンチエストル千八百六

十三年九月廿四日我八月十二日神奈川コンシユル館にて

余當月廿四日ニ出版せる新聞紙ニ英吉利商人中ニ觸出せる廻狀を載せよ

り今又衆人の利益の爲ニ再び之を載す○此廻狀ニ載せる如く絹の交易を以前と同様ニ爲は事を得バ實ニ切要なる一事なりと云ふニ足る○若し此の如くなるを得バ我等の周旋したる事無益ならざる可し○既ニ兩三日以前より交易の様子少しく宜きを得と雖も市場ニ絹の乏と當港ニ輸し來れる分量甚少きを以て考ふれば未だ一日は五十苞の分限より多く増はる事無し外國ミニストル及ひコンシユル輩を皆此事ニ好く注意し其言ひ張れる所ハ無益とあらざるべし○日本人を餘義なく吾方の願ニ從へり絹の交易ニ付きて分限を定めざるハ貿易を嫌ふの意より起れる之又商人の考ふる所より起れるや知る可らば○當港の奉行を各國コンシユルとて此事を問尋はられたれとも通例の如く十分なる返答をなす事能はば唯余等其事を吟味せし又江戸へ書翰を贈るべし又此事ニ付きて命を蒙らば且之レを知らばと云ふのみなり○コンシユルが此分限の事ニ就きて毎度ミニストルニ訴へたれハ交易の諸事以前の様子ニ復する事あらんと希ふ

余等左の説を聞けり曰く奉行京極能登守及グムボノカミハミニストルニ面會し交易の事ニ付き此故障を除き去るの約束を告知せり○生糸の貿易を妨ぐる事ニ付き奉行も日本商人より毎度歎願せらる御老中ニ書を贈りて江戸ニ其吟味を命じたるの説あり○日本役人ハ容易ニ善き約束ニ爲はるの習風あれば此度絹の交易を妨ぐる者を見付次第執ふべしとの約束も虚實甚ふ疑ふをし

奉行等言へらく江戸政府も絹の貿易を妨ぐる者を知ると雖も其罪を問屋ニ歸しゑりと

余等ハ問屋の免許を知らん事を願へり然れ共未だ明白なる告知を得ず○米問屋炭問屋絹問屋糸問屋及ひ他の品物の問屋あり○又江戸ニ諸州より出張せる問屋ありて各州の品物を江戸に輸出せられハ必は此問屋ニ送る可し○平常なる商人又組合ニて問屋となる事を得可し總て諸州より品物を送り來れハ先ツ小買はる前ニ此問屋ニ集め此所ニて買入る可し○問屋

ハ皆御番所の支配はる所かれハ其商賣物の金高を告げ運上を拂ふをし問屋ハ實ニ日本國中製造耕作の品物の聚會はる處ニして皆政府の支配はる所あり

日本の役人ハ甚ふ金を欲はる者ニして且驕傲ある様子ニあり自己の利益とあるべき事を求め勉強ニ職行を命じ者ハ聚斂するを好めり

横濱ニ在る船問屋日雇問屋小使問屋及ひ其外十分ニ定まりたる問屋ハ當港の奉行より多くの運上洩出し其利益たる事を爲せり○問屋ハ品物の價ニ關係する事ニ定まりたる如く運上を差出せハ問屋より其支配下の商人ニ暴威を行ふ事ありと雖も政府より其事を問ふ事なし○故ニ交易の事ニ付きて暴虚^{虚カ}の處置自ら起せり

衆人自から利益を求め好き市場ニ趣くの心あれハ當今横濱者日本國中最繁華ある港とされり○若し外國人との貿易に付き妨を命じ事あらざばハ横濱ニ諸方の商人の集會する所とあり最大なる貿易の港とあるべし○

問屋ハ數百年前より既に取立たる所なれども四ヶ年前までハ當今之如く害ある事を爲さば

政府之慾心ハ實ニ誹謗に可し○交易の盛あるニ准し政府ハ問屋ニ向ひ無理ニ金を押取たる事あれば問屋ハ又平常の商人より聚斂を

政府交易の妨げたる故を云ふ事無く唯問やを罪たるハ嘲る可き事○政府と問屋と相談したるニあらされハ此故障ヲおぼし事能はざるべし

千八百六十二年第七月ハ千八百六十三年第七月迄生糸の輸出二萬六千苞ニして其價一十萬元あり其内大君の利益ハ五十萬元即ち一週毎ニ壹萬元許ニ○一週間此利益をなしと雖も御老中共不都合を覺ゆる事なきを得可しや此故障數週間連續する後政府ハ爲せる返答を信する者ありや政府の返答ハ唯余等此事を穿鑿に可し且余等此罪人ハ問屋ニと謂ふと言のみならず貿易ニ故障をかし大君ニ大なる損夫を生したる起源ハ江戸の間やなりと言ふ説ハ衆人の信せざる所あり

余等謂らく江戸政府ハ此故障の起源を知るのミならば即ち之を起せるの一部より然らばんハ上ニ載せる如き損失ニ堪ふる事能はざるべし
○
余等後の好機會を待て政府の主意を明白ニ書載せんとは

第六月十日ニ出たる新聞第五號ニ南方の大名會盟し一獨立國を成し將軍の指揮を受くる事無く自から異國人を擊攘ふとも又港ヲ開くとも氣儘ニ處置を爲さんとはる事を載せり○然るニ近日追々此の如くあらんとはるの色を顯せり○土佐ハ四國島及阿波を合せんとし毛利大膳大夫を京都又大坂を首都として京都ハ長門ニ至る迄の諸州を合して一國となさんとは

此説ハ當今支那ニ在る英人ハ一大事なりとして言來れる所なれども其後更ニ實説を告知する事無し上ニ載せたる諸州の人民横濱江戸及び其外大君の支配する地より國へ呼戻されたる事ハ此英人ハ言來れる所ニ非は

七人の商賈其利益を考へ横濱ニ交易し毛利大膳大夫及び御門ニ逆ひたるを以る其首を斬り鎗の先を突通して京都の市中ニ梟したり又横濱ニ在る日本商人の内其商賣物及び家財を收め家を閉る者あり江戸ニ在る大君攘夷を爲し大名を助けされハ其位を奪もんと爲る危難あるの評判今日當港ニて聞知れる所あり○國主大名(其數十八又十九)ハ最早大君を其君として指揮を受る事をあさま○近日大君の命ニ有驕傲且勇氣ある毛利ハ其邸第ニ禁錮せられたるの評判ありしり全く虚説ニ此大危難を聞くや否余委しく之を穿鑿し日本八月十三日即ち西曆第九月廿五日ニ江戸の大君居城ニ大會議ありし事を聞知れり○此會合ハ戰爭の評議なれとも表向ハ無人島ニ向ひて兵を遣り此島ニ在る異國人を追拂もんと爲る事ニ付き大名の意を聞きんと爲る事ニと言ふ○余等が知れる所ニ有ハ此島ニ在る者ハ魯西亞船及び二三艘の鯨獵船のミあり○余等又一新説を得たり曰く魯西亞ゼネラル三人日本へ之格段

ある使節として當港ニ來らんと爲るを以る北海ニ在る魯西亞密ニ其用意を爲せり○薩摩ハ外國人との戰爭ニ就き大君ニ援兵を乞へる事ハ實説あるを以し○然れとも江戸政府ハ如何ある返答をあたしたるや未だ知る可からず

日本貿易新聞 第二十壹號續

一千八百六十三年九月三十日刊行

即ち文久三年八月十八日

報告之文

予今汝の贈し今月十六日の日本貿易新聞を讀て其港之貿易ニ故障あるを知れり

吾輩貿易ニ故障あるハ何故ある事を知るや

今年の氣候にて生糸の輸出も先年の輸出に大抵同しかる可しと雖吾輩希望する如く市場に來らば昨年輸出の生糸著しく一昨年より多し類にあらば爰に成りたる諸産物の様子を細りに吟味されハ當年の輸出も先年よりも多りるべき筈なり然るに第五月第六月我四月の疑惑をへき時勢にて貯蓄の産物全く一時に盡きさり故に千八百六十二年にハ千八百六十一年より残せる物品ありて輸出の助けをあしむる如く今年も千八百六十二年の殘餘の物品無く全く今年爰に來る物品のミにて輸出甚乏し然レ共吾聞く生糸を横濱に運輸するを妨げられて江戸に數多貯へ置けてと役人も是を商人の所爲なりと云ひ商人ハ役人の所爲なりと云ふ然るに今浪人も双方にて之をなげと云ふ此浪人ハ恣に悪行を爲し大君を毒殺せんと謀り宰臣を殺害せんとし又旅人の物貨を奪ひ殿堂を亂妨し市中に火を放ち或る刀を抜き又ハ松明を照して往來に是レ外國人を江戸に居住せしめざる所以にして且横濱より外國人を退りしむるの様子あるも是る

爲なり嗚呼實に奸計を懷く浪人なる哉

我等第一に江戸政府横濱に絹糸を運輸するを妨るも何故なるやの理を知らんと欲は是レ外國貿易を廢絶せらるる爲なる歟否此の如き様子あるハ江戸役人自國の商人に損失せしむる迄江戸に絹糸を貯へんとせらるる爲め非んハ内地に絹を富さんとする役人の策なる可し是れ條約を破るの微なり且予推察するに仙臺加賀其他勢盛なる大名ハ斯くの如く糸の運輸故障せられ彼等の收納減少するを忍びて捨置く可きにあらば又大君ハ既に糸を産せざる南方の大名と不和を起したれハ今又北方の勢ある大名の言を用ひざるを得ざるべし日本の風習として腹切の如き殘酷の例ありと雖此事に付てハ此の如き慘酷なる事件に至らざるを

此外に尙久く通用する壹分銀の事を述べんハあるへららば是ハ長方形なる銀貨にして日本の商人も役人も之を愛惜して廢斥する事なしと雖吾國の警衛船隊及歩卒の爲めにハ相場廉ならば且墨是可紅洋銀と市街の小

店にて引替るに於てハ貧賤なる外國人の爲メニハ運上所の爲替カヘ比せれハ甚高價ニ當る者あり然るに此事ニ付てハ幼少なる大君殿下も又宰臣重役も全く心附あさると見えより蓋し左の箇條を忘れて度外ニ措かるニ同じあるべし

第一 國內商人より輸入之税を取る事

第二 外國商人より船賃日雇賃の五分ニあふるむけの輸出の税を拂ふ事

但し臨時非常ハ此例ニあらば

第三 前ニ云へる如き規定にて大君を今より後三十日の間ニ吾等が拂

ふ所の百萬元以上の洋銀ハ大君二割五分の鑄減入用の益を獲る
あ爲メニ之を鑄直に定まれる者あり

此の如き手前勝手なる事を何方にも之レ無き事にして東方諸國の王公の意中にも流傳する事あるべからば然らば此所置ハ暴波激浪の上にも堤を築くが如き江戸商人仲間の所爲ニや否吾之ニ答ふるに一之疑問を以るに

曰僅少の商人の力にて能く夥多の生糸を永く買ひ占め留め置く事を得るしや日本商人左程之先見ありて彼等自己の爲めに買ひ占めをなし置く可き料見あり外方を見ても大ニ信服に可程に智見の開け多ると云事汝誰レる信にるきや且當今絹糸の直段先年よりも高價あるに非に若し實ニ商人等自から浪の上ニ堤を築くならハ甚高満足せりとして喜の色を現るにるきの理なり

絹を政府又ハ商人仲間ニ買占め置く事ハ産物の價銀を以て衣食住の費用ニ充る所の貧民を困苦せしめ兩刀を帯びるサムライの妻子をして断えに絹帛八絲キヌシユスの衣服を着用せしむる爲メなりや蓋し一方にてハ横濱物價の高直なるを相當の相場ニ直に事を許し又一方ニハ江戸物價之下直なるを強て其儘ニあし置りんと欲せば國中ニ必に混雜を起し基となるべし夫レ互市ハ際限なき權勢を握る者にして官位爵祿ニ勝れる事ハ遠し唯大智あるて威權隆盛なる帝王のミ能く互市之及むる洪葉を開らん事を

求む

浪人も皆舊時の朋友按其初メハ平人ニて生來浪人と云意なるべし此港交易の始まらざりし間ハ未ダ曾て世ニ現出せざりし者なり若し戯場の俳長ありて鈴を鳴らし此俳優を呼ひ集むる者未ダ之レあらざるの間を須く之を惡黨として嚴ニ追拂ふ可き者ニ

然れハ吾等の交易を政府の妨くることもあらば又商人仲間之妨くることも非らば而して浪人ハ既ニ始まりし演戲場ニ於て優人の技を施すと云ふならば抑吾輩の和親を破り利益を奪ふ者ハ夫れ誰そやと問ふニ敢て答ふる者なし唯谷響コウキョウあり之ニ應じて曰夫レ誰そや

○
今月二十七日八月十日夕十時ニ病院の告知ありて勇猛なる米利堅の一水夫死去せるを聞く嗚呼哀哉此水夫ハアントレウワルレーセと名くる者ニしてワイオシンミカ船下の關ニ於て戦ひし時大傷を蒙りたる者なり最初ハ平愈

ま可なり様子なりし其股の牽縮を起し血の循環を妨けしり故ニ遂ニ衰弱して死せるニ至せりワルレーセも實ニ善良の勇者ニして四度の軍事ニ關せり第一ハ合衆國のボルツモート船廣東近傍のボギュー城を火攻せし時第二ハヘツテラスのインレットの戦争第二ハ合衆國ロエル城の戦第四ハ下ノ關の戦なり此時四ヶ所の創傷を被れり彼レ合衆國の軍役を務る事十六年ニして死しゑるを以る其葬式の華美なる事兵卒ニ面目を施はニ足れり吾輩悲歎の際ニ唯此慶あるのみ

日本貿易新聞 第二十二號

西曆一千八百六十三歲第十月七日即

我文久三年八月二十五日横濱開版

吾等此節絹糸交易の故障の源淵を審ニセンと心を用ひく穿鑿セシニ其事

ハ全く江戸の大君政府にて之を拒む事を知せり是を併なから糸問屋の事ニ付て以前より絶えば穿鑿を爲したる故ニ此事情を知るに至れるなり確實なる書記の明鮮よりて下文の状態を知る事を得たる

第一ハ政府にて絹の織元井ニ蠶桑家ニ令して其産物を横濱に輸送して異國人小賣人ニ賣渡セバ殆ント江戸相場の倍を得る故ニ横濱ニ出さん事を希望せり○總て他の諸産物も此の如き譯合ニして悉く其故障とあせり第二ニハ總て江戸の間やより輸送せる生糸ハ悉く是を政府の役所に出し其所にて巨細ニ吟味を遂げ其最上の分を取除け置きて 大君の用ニ給に○右政府に取上げたる今ハ之を元直段分カにて拂ひ其餘の品を問屋ニ渡は是ニ於て問やハ擇ミ残りの絹を商ひの爲めニ横濱の方へ輸送せる事を許さる

此の如く最上の絹糸ハ國內缺乏を補ふり爲め禁して出さば若し蠶桑家自から其品物を交易場ニ輸出せる事を免さるなば其元直段其カにて其廉ニ求め

得可し

政府にて斯く良き絹糸を買上ぐるの子細如何と云ニ 大君是を良工ニ命じて精巧ニ織成せしめ大名及び高貴人の親交を全くせんり爲めニ贈物とあはと云へり此説恐らくハ實ならは畢竟 大君求めて絹の貴き風習を成さしむるあらん然る時ハ良絹の再び貿易ニある可き仕方あるべし 上ニ載せる説のミにてハ探索未ダ詳あらは右絹ニ付き猶何等の事ありや且絹荷を當交易場の輸出せる時ハ上文の如く國用を撐たぬるガ爲メニ 政府にて如何様の所置をあは可きやの疑ひあり此廉ニあ尙穿鑿を遂げしニ時々國內ニ格別の儉約の制を行ひし事ハ慥ニ日本の記録中ニ見え又先年新ニ之を觸れ直せる事も眼前ニ知る所なり

當時右儉約の制の嚴重あるより交易場へ上好の絹糸の荷物出さる様よあしゝるといふも全く虚説あらざるべし○以上の書記中ニ前日吾等席ニ列しゝる奉行等の會の事を附録ニ其言ニ曰總て此生糸を輸出せるも日本

の爲ニ甚々惡しと云り其意恐らくハ此交易先年の如く増進せる時ハ以前政府ニて小判の輸出を爲せるり如く其荷主の歎きとなる事あるあらん此七日之間ニ得る所の絹糸一日ニ二百餘苞ありされと未々望ミの如クニ至らば

今日集會の席ニて英吉利ミニストルの免許を得て順達せる切要なる證書の寫を英人在留館の内ニ得る今其要文を抄して左ニ擧ぐ

回文

次ニ調印せるも英國事務宰相の免許を受る證よして御老中よりの先日
の書翰の返書の附録を翻譯するものとして英吉利商人等ニ布告するよめ
の廻文の内當所の絹交易ニ關係する故障ニよりて外國交易の大に衰微せ
る事を載せ

一千八百六十三年第十月七日

在神奈川英吉利領事館の館舎ニ於て

領事官カーレス、エウキンチニストル識

寫

第九月廿六日附の第三十八番の貴書を落手し絹糸拂底の趣の貴答を巨細ニ會得せり

右輸出の事ニ付てハ兼て諸方へ命令せし趣なれハ今貴書中ニ申越さる、如き道理ハ決して無りるべし

併しかりら絹糸の交易日々盛んなる時ハ大なる利を得んとて總て絹荷ニ付きて姦曲を行ふ者の僞計もあるべし然る時ハ貴説の如く此の如き流言をあして外國人を混亂せしめ其主意を遂げんとする者あるべし

今如何なる事件ありとも吾等既ニ上の熟考を以て切要なる命令を各個權官ニ與へたり故ニ吾等の勘考ニハ絹糸之賣買ハ元來之仕法ニて差支あるへりらば且昨今の内其徴あるべし吾等書記する事悉く誠實あるを貴君の

信用をべきハ吾等疑ひ思もさる所なり

一千八百六十三年第十月四日

外國事務宰相 印

ロイテナントコロチル エ、スト、ジョンニール等へ

カールレス、エウキンチヌストル寫印

○

去第九月二十三日の日附にて瀬戸内^{四國と畿内との}間の海峡を云ふの東口或ハ臺場を大君の一船を放射し風説を聞しり此説愈確實なる事を知る
瀬戸内ニ通りさる 大君の船を大坂灣の内四海の北島へ淡路の砲臺を射發せり夫が其船進んで下之關の邊ニ着きし時壹人の水夫上陸せしを毛程の土直ニ之を搦め捕れり○今吾等の聞及ひし所にてハ 大君の旗ニ向て離をあは事ハ是を其初メと云江戶にてハ右ニ付き混雜の事ありて甚々痛心せり且 大君寇賊を避くるが爲ニ密ニ其防きをなせる事を聞たり

松平越前守此頃 御門ニ奏して外國の和親を破る事ハ宜しあらはと云へり是ニ依て越前守ハ刺客の爲め^に脅^かされ其本國ニ強て逃れ^りと云○然るニ此大名ニ付て又甚々相反しゑる説を聞けり此人去五月中當港ニ於て日本人と外國人の鬭争を催起せんと謀れりと云○南方ニ於て盟約を結びて謀叛^る者其勢日ニ強大ニして戦を欲^るの情日逐て明りなり
江戶にてハ大抵日々政府役人の變化あり此事ハ眼前大ニ順序を亂し人心不快ニして政府の衰弱とある事ありと云ふ評説あり

九月朔日

日本貿易新聞第二十三號

千八百六十三年十月十四日 神奈川開版
即我文久三年亥九月二日

去る土曜日の午後我等も大坂及び京都之騒動の報先を得たり是レ蓋し確

實の説にして更に疑ふ可き理無きを以て我等一例の如く速に之を衆人に
布告せり

此新聞ハ重大の事件あるの故に我新聞會社是を報告せる事甚に匆卒に出
したり是を以て其義或を誤り易き者ありて我等をして廣大無邊の思を生
せしむ然れども其翌日に至りて我等更に他の報告を得るや否直に其誤を
正し事を得たり

去る土曜日ニ我等を江戸の次の報告を得たり但し此報告も同じく之を開
板し蒸氣船に托しく之を長崎及び上海に贈れる者あり

予り一昨日汝に贈りたる新聞ハ實に信用を可き者かれとも猶ほ少し
く之を改めざる事を得ば

大君の臣下と京都の公卿との間に劇しき戦ひあり且つ大坂及び其近
傍にも亦争亂起りて和州の代官及其配下殺害せられたる者少あらば
來月八日ニハ一橋公横濱に到り再び小笠原の主意を繼ぎて外國人を

當港より引き退りしめんとは若し一橋公此主意を達する事能むざる時
ハ諸大名各自ら力を竭して之を行ふ可し是に由て彼大名等は既に五
万の兵士を迎ふ可き用意を爲せり

其他外國人と交易せる日本商人を襲撃せる事ありて其兩人を既に大
坂に於て殺されたり

上に舉ぐる者に據りて前日得たる新聞の誤ある事を知れり
其後我等之を聞けり長州黨を屢天子に嘆願して謂らく諸大名の攘夷説
を助けん爲めニハ一ヶの殿堂を修復して諸神を拜するに如らばと但し
天子ハ長州の隠謀ありて其天子を却し政府を奪ひて自ら將軍職に任せ
られんと企る事を知れりと雖も已む事を得ずして其宮室を出んと欲且つ
長州ハ野戰砲三挺を得て以て天子の宮室及び其都府を燒打したり
細川越中守ハ長州に敵對しく暫時の間ニ彼をししく余議かく京地を退りし
めたり